

自 令和8年3月 4日
至 令和8年3月13日

令和8年第1回平内町議会定例会
会 議 録

平内町議会事務局

令和8年第1回平内町議会定例会会議録 目次

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、議事日程表（第4号）	
1、町長提出議案	12
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
第1号（3月4日 水曜日）	17
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、散 会	
第2号（3月5日 木曜日）	29
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
◎ 太田満則君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
（水産商工観光課長 畑井幸治君）	
（農政課長・農業委員会事務局長 垂井智也君）	
◎ 田中茂勝君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
（地域整備課長 三津谷 博君）	
1、散 会	
第3号（3月6日 金曜日）	49
1、本日の会議に付した事件	

1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中光弘君	
答 弁 (町長 船橋茂久君)	
(総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君)	
(福祉介護課長 竹達暁教君)	
◎ 船橋侑雅君	
答 弁 (町長 船橋茂久君)	
(企画政策課長 塩越信子君)	
(総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君)	
◎ 亀田弘徳君	
答 弁 (町長 船橋茂久君)	
(水産商工観光課長 畑井幸治君)	
(地域整備課長 三津谷 博君)	
(総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君)	
1、質 疑	70
1、予算特別委員会設置	
1、議 案 付 託	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
第4号(3月13日 金曜日)	71
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、予算特別委員会報告	
1、表 決	74
議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	
議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号	原案可決
1、総務福祉常任委員会報告	
1、経済文教常任委員会報告	
1、表 決	75
報告第4号	承認
議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号	
議案第14号 議案第15号 議案第16号	原案可決
1、表 決	75
議案第17号	原案可決

1、表 決	76
議案第18号		原案可決
1、表 決	76
議案第19号		原案可決
1、表 決	77
議案第20号		原案可決
1、表 決	77
議案第21号		原案可決
1、表 決	77
議案第22号		原案可決
1、表 決	78
議案第23号		原案可決
1、表 決	78
議案第24号		原案可決
1、表 決	79
議案第25号		原案可決
1、表 決	80
議案第26号		原案可決
1、表 決	80
議案第27号		原案可決
1、表 決	81
議案第28号		原案可決
1、表 決	81
議案第29号		原案可決
1、表 決	81
議案第30号		原案可決
1、表 決	82
議案第31号		原案可決
追加日程		
1、表 決	82
追加日程第1		許 可
1、各常任委員の選任	83
1、議会運営委員の選任	84
1、表 決	85
発議第1号		原案可決
1、議員派遣の件	85
		承 認
1、町長挨拶（町長 船橋茂久君）		
1、閉 会		

〔参考登載〕

平内町告示第 15 号

令和 8 年第 1 回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 8 年 2 月 26 日

平内町長 船 橋 茂 久

記

1. 日 時 令和 8 年 3 月 4 日（水） 午前 10 時
2. 場 所 平内町議会議場

令和8年第1回平内町議会定例会 会期日程表

令和8年3月4日招集

月 日	開議時刻	件 名
3月4日 (水)	午前10時	本会議 開 会 ・ 開 議 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明) 散 会
3月5日 (木)	午前10時	本会議 開 議 第 1 一 般 質 問 散 会
3月6日 (金)	午前10時	本会議 開 議 第 1 一 般 質 問 第 2 質 疑 第 3 予算特別委員会設置 第 4 議 案 付 託 散 会
3月7日 (土)		休 会
3月8日 (日)		休 会
3月9日 (月)	午前10時	休 会 (予算特別委員会)

月 日	開議時刻	件 名
3月10日 (火)		休 会
3月11日 (水)	午前10時	休 会 (予算特別委員会)
3月12日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)
3月13日 (金)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 予算特別委員会報告</p> <p>第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告</p> <p>第 3 議案第17号</p> <p>第 4 議案第18号</p> <p>第 5 議案第19号</p> <p>第 6 議案第20号</p> <p>第 7 議案第21号</p> <p>第 8 議案第22号</p> <p>第 9 議案第23号</p> <p>第10 議案第24号</p> <p>第11 議案第25号</p> <p>第12 議案第26号</p> <p>第13 議案第27号</p> <p>第14 議案第28号</p> <p>第15 議案第29号</p> <p>第16 議案第30号</p> <p>第17 議案第31号</p> <p>(追加日程)</p> <p>第 1 亀田弘徳君の議員辞職の件</p> <p>第18 各常任委員の選任</p> <p>第19 議会運営委員の選任</p> <p>第20 発議第 1 号</p> <p>第21 議員派遣の件</p> <p>(町 長 挨 拶)</p> <p>閉 会</p>

令和8年第1回平内町議会定例会

3月4日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

令和8年第1回平内町議会定例会

3月5日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

散 会

令和8年第1回平内町議会定例会

3月6日議事日程表（第3号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 質 疑

日程第 3 予算特別委員会設置

日程第 4 議 案 付 託

散 会

令和8年第1回平内町議会定例会

3月13日議事日程表（第4号）

開議時刻 午前10時

開 議

- | | |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 予算特別委員会報告 |
| 日程第 2 | 総務福祉・経済文教常任委員会報告 |
| 日程第 3 | 議案第17号 平内町の議会の議員の選挙ポスター掲示場に関する条例案 |
| 日程第 4 | 議案第18号 平内町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案 |
| 日程第 5 | 議案第19号 平内町県営土地改良事業費分担金等徴収条例案 |
| 日程第 6 | 議案第20号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 7 | 議案第21号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 8 | 議案第22号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 9 | 議案第23号 平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第10 | 議案第24号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第11 | 議案第25号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第12 | 議案第26号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について |

- 日程第 1 3 議案第 2 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 1 4 議案第 2 8 号 工事の請負契約について〔平内町防災備蓄倉庫建設工事〕
- 日程第 1 5 議案第 2 9 号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について
- 日程第 1 6 議案第 3 0 号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について
- 日程第 1 7 議案第 3 1 号 平内町道路線の認定について

(追加日程)

追加日程第 1 亀田弘徳君の議員辞職の件

日程第 1 8 各常任委員の選任

日程第 1 9 議会運営委員の選任

日程第 2 0 発議第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案

日程第 2 1 議員派遣の件

(町長挨拶)

閉 会

令和8年第1回平内町議会定例会会議録

令和8年3月4日 開 会

令和8年3月13日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 議案第2号 令和8年度平内町一般会計予算案
議案第3号 令和8年度平内町国民健康保険特別会計予算案
議案第4号 令和8年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案
議案第5号 令和8年度平内町水道事業会計予算案
議案第6号 令和8年度平内町特殊索道事業特別会計予算案
議案第7号 令和8年度平内町下水道事業会計予算案
議案第8号 令和8年度平内町介護保険特別会計予算案
議案第9号 令和8年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案
報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕
議案第10号 令和7年度平内町一般会計補正予算案
議案第11号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
議案第12号 令和7年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案
議案第13号 令和7年度平内町水道事業会計補正予算案
議案第14号 令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案
議案第15号 令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案
議案第16号 令和7年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案
議案第17号 平内町の議会の議員の選挙ポスター掲示場に関する条例案
議案第18号 平内町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案
議案第19号 平内町県営土地改良事業費分担金等徴収条例案
議案第20号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案
議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第22号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第23号 平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第24号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案
議案第25号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
議案第26号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第28号 工事の請負契約について
〔平内町防災備蓄倉庫建設工事〕
議案第29号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について
議案第30号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について
議案第31号 平内町道路線の認定について

2、議員提出案件

- 発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案

3、報 告

- 例月出納検査結果報告書

令和8年3月13日

平内町議会議長 船橋健人 殿

予算特別委員長 畑井勝廣

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第2号	令和8年度平内町一般会計予算案	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第3号	令和8年度平内町国民健康保険特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第4号	令和8年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第5号	令和8年度平内町水道事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第6号	令和8年度平内町特殊索道事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第7号	令和8年度平内町下水道事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第8号	令和8年度平内町介護保険特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第9号	令和8年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案	上記同じ	上記同じ

令和8年3月13日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 田中茂勝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第4号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
議案第10号	令和7年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第11号	令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第15号	令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第16号	令和7年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和8年3月13日

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第4号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
議案第10号	令和7年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第12号	令和7年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第13号	令和7年度平内町水道事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第14号	令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

本日の会議に付した事件

- 日程第1、会議録署名議員の指名
- 日程第2、会期の決定
- 日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

出席議員 12名

議長 船橋健人君	副議長 木村良一君	1番 船橋侑雅君
2番 荒内護君	3番 内海伸君	4番 田中大君
5番 亀田弘徳君	6番 田中茂勝君	7番 太田満則君
8番 倉内清一君	9番 畑井勝廣君	10番 田中光弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長 船橋茂久君	副町長 山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君	総務課指導監 金津良紀君
企画政策課長 塩越信子君	税務課長 柴田正一君
町民課長 千代谷文徳君	福祉介護課長 竹達暁教君
福祉介護課指導監 須藤昌毅君	健康増進課長 大水要君
健康増進課指導監 森山実希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂井智也君
水産商工観光課長 畑井幸治君	地域整備課長 三津谷博君
地域整備課上下水道管理室長 近藤吏君	会計管理者 工藤英仁君
平内中央病院事務局長 小形正樹君	平内消防署長 川村徳仁君
教育長 渡辺伸一君	学校教育課長 須藤鉄博君
生涯学習課長 小林正人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿	事務局副指導監 石岡 むつき
-------------	----------------

振鈴（午前10時00分 開会）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前にお願いがございます。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は音の出ないように御配慮お願いいたします。

ただいまから、令和8年第1回平内町議会定例会を開会します。

出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

ただちに、本日の会議を開きます。会議は、議事日程表第1号により進めます。

日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭を取らせますので、全文を続けて朗読願

ます。御起立願います。

(町民憲章を朗読)

議 長(船橋健人君) 御着席願います。

次に、諸報告を行います。議長報告を、事務局長に朗読させます。

事務局長(船橋 寿) それでは、議長報告を、朗読いたします。

今定例会に町長より提出されました案件は、「議案第2号 令和8年度平内町一般会計予算案」、「議案第3号 令和8年度平内町国民健康保険特別会計予算案」、「議案第4号 令和8年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」、「議案第5号 令和8年度平内町水道事業会計予算案」、「議案第6号 令和8年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」、「議案第7号 令和8年度平内町下水道事業会計予算案」、「議案第8号 令和8年度平内町介護保険特別会計予算案」、「議案第9号 令和8年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」、「報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕」、「議案第10号 令和7年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第11号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第12号 令和7年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第13号 令和7年度 平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第14号 令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案」、「議案第15号 令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第16号 令和7年度 平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第17号 平内町の議会の議員の選挙ポスター掲示場に関する条例案」、「議案第18号 平内町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案」、「議案第19号 平内町県営土地改良事業費分担金等徴収条例案」、「議案第20号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第22号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第23号 平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、「議案第24号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案」、「議案第25号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案」、「議案第26号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について」、「議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」、「議案第28号 工事の請負契約について〔平内町防災備蓄倉庫建設工事〕」、「議案第29号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第30号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第31号 平内町道路線の認定について」、以上 31件であります。

次に、議員提案の案件は、「発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」1件であります。

また、報告関係では、平内町監査委員から、「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布しております。

次に、参考資料といたしまして、町長より、「平内町観光施設事業に係る経営戦略について」提出がありましたので、各位に配布しております。

また、「mRNAワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業中止の意見書提出を求める陳情書」、「東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」以上2件を各位に配布しております。

次に、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の、職・氏名及び職務のために出席した者の、職・氏名については、お手元に、お配りし

ておりますので、御了承願います。

以上で、議長報告の朗読を終わります。

議長（船橋健人君） それでは、日程に入る前に、代表監査委員の逢坂氏が本日の本会議を欠席するとの連絡がありましたので、報告いたします。

それでは、これより日程に入ります。

◇

日程第1、会議録署名議員の指名

議長（船橋健人君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、倉内清一君、9番、畑井勝廣君を指名します。

◇

日程第2、会期の決定

議長（船橋健人君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から3月13日までの10日間にしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの10日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。

◇

日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君） 日程第3、「議案第2号」から「議案第9号」まで、「報告第4号」及び「議案第10号」から「議案第31号」までの以上31件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君） おはようございます。

本日ここに、令和8年第1回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

まず、令和7年の世界情勢を振り返りますと、国際社会は依然として大きな転換期の中にあります。ロシアによるウクライナ侵攻は長期化し、停戦に向けた動きが断続的に見られるものの、依然として先行きは不透明であり、エネルギー価格や穀物供給をはじめとする世界経済への影響は続いております。

また、中東地域においては、イスラエルとパレスチナ情勢を中心に緊張状態が続き、国際社会の安全保障環境は一層複雑さを増しております。

加えて、各国における政治体制の変化や経済安全保障を重視する動きの強まりは貿易や物流、為替市場にも影響を及ぼし、世界的な物価上昇の不安定化を招いております。これらの国際的な動きは、決して遠い世界の出来事ではなく輸入物価の上昇や燃料費の高騰などを通じて地方の産業や住民生活にも直接的な影響を与えております。

一方で、多くの国民に希望と勇気を与える明るい話題もありました。その象徴的な出来事の一つが、米国メジャーリーグにおける日本人選手の歴史的な活躍であります。

大谷翔平・山本由伸、両選手の活躍を原動力としてロサンゼルス・ドジャースはワールドシリーズを制し世界一の栄冠に輝きました。この優勝は日本人選手が主力としてチームを支え世界の頂点に立

ったという点で、まさに歴史的な快挙であります。

次に、国内に目を向けますと日本社会は少子高齢化と人口減少という構造的課題に直面する中、物価高騰への対応、地域経済の再生、災害対策の強化など多くの課題を抱えております。令和7年には大阪・関西万博が開催され、日本が「未来社会の実験場」として先端技術や持続可能な社会の姿を世界に発信する機会となりましたが、その成果を地方へ、どのように波及させていくかが今後の大きな課題であります。

加えて、近年頻発する自然災害を踏まえ、国全体として防災・減災、国土強靱化の重要性が認識されており地方自治体においても、行政機能の強化と住民の安全確保が強く求められております。

また、昨年は政治に大きな節目が訪れております。10月に高市早苗氏を日本初の女性内閣総理大臣として選出いたしました。高市総理は第104代内閣総理大臣として政権を担当し「経済安全保障の強化」「地方創生の再加速」「防災・減災対策の抜本的強化」等を掲げ、新たな舵取りに挑んでおります。その後、重要政策の方向性を国民に問うとして衆議院を解散し総選挙が実施されたところでございます。

その結果、高市与党が圧勝し安定多数を大きく上回る議席を確保することとなりました。これは経済再建への期待、国際情勢を踏まえた安全保障政策への理解、地方振興策への信任が国民から示されたものと受け止めており今後、国の施策が力強く展開されることを期待するものでございます。

一方で、政治情勢の変化は国の予算編成や社会保障政策、税制改正などにも影響を及ぼす可能性があるため地方自治体にとっては、国の政策を的確に捉え機動的に活用することが極めて重要になるものと考えているところでございます。

このような国内外の情勢の下、当町を取り巻く状況は決して楽観できるものではありません。

特に基幹産業であるホタテ養殖につきましては、令和5年から続く採苗不振と異常高水温によるへい死の影響で、令和7年のホタテガイの漁獲数量は6,200トン、ナマコ等を含めた全体では6,821トン、漁獲金額はホタテガイで28億4,500万円、ナマコ等を含めた全体では、37億8,300万円となりました。令和6年と比較をしますと、全出荷量が44パーセントの減、全体水揚額では14パーセントの減となり、当初の計画を大幅に下回る大変厳しい状況が続いております。

また、令和7年度秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査結果によると、水温が25度を超える日が1か月半続いた影響で、令和7年産稚貝をはじめ、新貝及び成貝がへい死しているとの報告がありました。このことから県水産総合研究所では、令和8年のホタテガイ・ラーバの発生が減少するものと予想しており、漁獲数量に多大な影響を及ぼすのではないかと懸念しているところでございます。

このようなことから、町では、「ホタテガイ高水温被害対策」として親貝づくりへの支援を行ってまいりました。今後も国、県と連携を図りながら対策を講ずることとし漁業者をはじめ水産関係企業、平内町漁業協同組合と一体となって取り組んでまいります。

一方、水稻につきましては、降雨等の影響で田植え作業が遅れた地域も見られましたが、その後の気温が高めに推移し、一部では渇水等により品質低下が見られたものの、大部分の圃場では順調に生育しました。また、米の価格につきましては、町の主力品種であります「まっしぐら」の概算金が1等米で3万円と過去最高額となり、農業者が将来に向けて経営強化できるよう大幅な引き上げとなりました。今後、政府は昨年4月に策定した食料・農業・農村基本計画に基づき農業の構造転換を進めていくこととし、さらに令和9年度からの水田政策の見直しにつきましても本年6月までに取りまとめ、生産性を向上して生産者が安心して取り組める観点で検討することとしております。このよう

に農業経営に大きく影響する可能性があると思われることから、町としましても国の動向を注視し、関係機関と連携しながら農業の発展、安定した食料供給に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、当町の財政状況と当初予算編成において避けて通ることの出来なかった判断について率直に申し述べます。

当町の財政を取り巻く環境は近年、極めて厳しい状況が続いております。ホタテへい死による影響に加え、人口減少や高齢化の進行に伴い町税をはじめとする自主財源の伸びは期待しにくい一方で、人件費の上昇や社会保障関係経費、公共施設の維持管理費、防災対策など必要不可欠な支出は年々増加しております。

加えて、物価高騰や資材価格の上昇は行政運営における、あらゆる分野に影響を及ぼし、これまでと同じ施策を同じ水準で継続することが困難な局面を迎えております。

このような中であっても、町民の生命と暮らしを守るための施策として、基幹産業であるホタテ養殖をはじめとする地域経済の下支え、防災・減災対策や新庁舎及び防災備蓄倉庫の建設など、将来に向けて先送りできない課題が山積しております。限られた財源の中で、何を守り、何を見直すか、町政として厳しい選択を迫られました。

その結果、令和8年度当初予算の編成に当たり、町から支出されている単独の補助金につきましては、一切の聖域を設けることなく、原則として一律20パーセントの削減を行うという極めて厳しい方針を決断いたしました。これは特定の分野や団体のみに負担を求めるものではなく、町全体として公平性を確保し持続可能な財政運営を行うために避けては通れない判断であります。これまで長年にわたり継続してきた補助制度であっても、その必要性や効果を改めて検証し、限られた財源を真に必要な施策へ重点的に配分するための見直しであります。

この決断により、町内の各団体や関係者の皆さまに御負担をおかけすることは、町長として大変心苦しい限りではあります。しかしながら、現実から目を背け先送りを重ねることは将来世代に、より大きな負担を残すことにつながります。私は町長として、今を生きる私たちの責任として、あえて厳しい判断を下す必要があると考えました。

さらに、これまで継続してまいりました既存事業につきましても、効果、緊急性等の観点から大胆な査定を実施したところでございます。

一方で、削減ありきではなく、国や県の補助制度の積極的な活用、事業手法の見直し、民間活力の導入などにより町民サービスの質を可能な限り維持・向上させる努力を続けてまいります。

さらに申し述べますと、令和8年度は当町の行財政運営のあり方を中長期的な視点で見直す極めて重要な年度であると位置づけております。

当町では、これまで町民サービスの維持や地域活動の支援を目的として、長年にわたり継続してきた事業や施設、いわゆる不採算部門が少なからず存在しております。

これらは一定の役割を果たしてきた一方で利用者の減少や社会環境の変化により、当初の目的や効果が薄れてきているものも見受けられ、財政的な負担が年々大きくなっているのが実情であります。人口減少と少子高齢化が進行する中、従来と同じ規模、同じ手法で事業を継続することは、もはや現実的ではありません。限られた財源を将来にわたって有効に活用するためには、これまで「当然」とされてきた事業や仕組みについても、一度立ち止まり、そのあり方を冷静に検証する必要があります。このため、来年度は長年続けてきた不採算部門のあり方を改めて考える年度と位置づけ、事業の必要性、費用対効果、今後の需要見通しなどを多角的に検証してまいります。単なる廃止や縮小を目的とするのではなく、民間委託や広域連携、事業手法の転換など、持続可能な形への見直しを含めて幅

広い選択肢を検証する考えであります。

この取り組みは町民の皆さんや関係団体にとって、時として厳しい判断を伴うものとなることも想定されます。しかしながら現実から目を背けることなく、今の世代が責任を持って課題に向き合うことが将来世代への最大の責任であると考えております。

町長として、これまでの慣例や前例にとらわれることなく、一切の聖域を設けず町民の理解を得ながら持続可能な町政運営の確立に向け全力で取り組んでまいります。

それでは今定例会に提案しております、令和8年度における各会計の当初予算案をはじめ、令和7年度の各会計の補正予算案及び条例の改正案等合わせて、31件の概要について御説明申し上げ議案審議の御参考に供したいと存じます。

まず、議案第2号「令和8年度平内町一般会計予算案」についてであります。歳入歳出ともに81億3,200万円となり、前年度当初予算に比し2億1,200万円(2.7パーセント)増額となりました。町税が減額となり、地方交付税は概ね地方財政計画が示すとおり増額計上いたしました。不確定な要素が多く、過大な計上を避けたこと及び人件費、委託料等物価高騰に伴う経常経費の増大に、多額の一般財源を要したことにより、財源が不足する厳しい予算編成となりました。

予算の歳出から申し上げますと、まず、職員等の人件費、扶助費、公債費等義務的費用のほか、実施する主な事業費等について各款ごとに御説明いたします。

1款議会費では、議員の報酬及び研修等議会活動に要する費用等8,154万1千円を計上。

2款総務費では、庁用諸費、照明LED化整備業務委託料、平内町役場庁舎整備事業費、庁舎移転事業費、町有林間伐事業費、生活路線バス運行委託料、コンピュータ管理費、税の賦課徴収費、戸籍住民関係費等合わせて15億1,836万6千円を計上。

3款民生費では、町民バス高齢者等無償化事業費、町社会福祉協議会運営費、重度心身障害者医療費及び障害者介護・訓練等給付費、保育所等入所措置事業費、児童手当事業費、放課後子どもプラン推進事業等合わせて12億4,863万6千円を計上。

4款衛生費では、町民の健康増進と疾病予防管理等の徹底を図るための各種検診・乳幼児健診等及び予防に要する経費、乳幼児・子ども医療給付費、斎場つきき聖苑の管理運営費、じん芥処理費、一般廃棄物処理費、外の沢埋立地維持管理費等合わせて6億1,039万4千円を計上。

5款労働費では、勤労青少年ホームの管理運営費等2,285万3千円を計上。

6款農林水産業費では、農業団体等活動助成事業費、経営体育成基盤整備事業負担金、機構集積協力金等交付事業費、多面的機能支払交付金事業費、林道整備事業費、森林経営管理事業費、漁港建設事業費、ホタテ養殖の残渣等を処理するための廃棄物処理施設管理運営費、山村開発センター施設費等合わせて4億2,437万2千円を計上。

7款商工費では、地域活性化住宅リフォーム支援事業費、町商工業者に対する事業活性化資金・小口資金特別保証預託金、ひらなまるごとグルメ館総務事務費、夜越山森林公園、花き温室等に係る維持管理運営費、平内いきいき健康館に係る指定管理費等合わせて2億2,309万2千円を計上。

8款土木費では、急傾斜地整備事業費、道路新設改良事業費及び道路維持事業費、小豆沢橋補修工事費、除排雪委託費、除雪機械購入費、公・町営住宅管理費等合わせて4億1,414万7千円を計上。

9款消防費では、青森地域広域事務組合に対する負担金等常備消防費ほか、非常備消防費等合わせて、4億9,198万1千円を計上。

10款教育費では、学校給食費無償化等子育て支援費、児童生徒の各種検診事業費、スクールバス

運行委託費、学校給食センター維持管理運営費、国民スポーツ大会事業費等合わせて8億1,540万6千円を計上。

11款災害復旧費では、事務費用及び消耗資材費用9万5千円を計上。

12款公債費では、各種事業実施に係る地方債の元利償還金等8億3,038万7千円を計上。

13款諸支出金では、平内中央病院事業会計等各特別会計への繰入金等合わせて14億4,573万円を計上。

14款予備費では、昨年同額の500万円を計上いたしました。

一方、これらに対する歳入の主なものといたしまして、自主財源の根幹である町税においては、2,000万円強の減額といたしました。また、地方交付税では、国の地方財政計画をもとに町の見込額を計上。国庫・県支出金では、保育所等施設型給付費負担金を始めとしたそれぞれの事務・事業に対する負担金、補助金及び委託金を計上。町債では、それぞれの事業別、目的別の見込額を計上し、なお不足する一般財源につきましては、財政調整基金及び公共施設等整備基金を繰入し、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第3号「令和8年度平内町国民健康保険特別会計予算案」ですが、歳入歳出ともに17億4,012万8千円となり、前年度当初予算に比し、1億4,800万9千円（約7.83パーセント）の減額となりました。

予算の概要について歳出では、職員の人件費及び運営協議会費のほか、被保険者に係る保険給付費、県へ納付する事業費納付金及び特定健診・特定保健指導を実施するための保健事業費等に所要額を計上いたしました。

一方、歳入では、国民健康保険税のほか、医療給付などに対して交付される県支出金及び一般会計からの繰入金等を計上いたしました。

次に、議案第4号「令和8年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」ですが、収益的収入及び支出における収入の予定額は、医業収益で10億9,152万3千円、医業外収益で4億2,442万5千円、介護サービス事業収益で2,341万9千円を見込み、病院事業収益を前年度当初に比べ3,724万円増の15億3,936万7千円といたしました。

一方、支出については、医業費用を16億6,704万3千円、医業外費用を1,105万5千円、介護サービス事業費用を22万円とし、病院事業費用を前年度当初に比べ9,047万4千円増の16億7,831万8千円といたしました。

これにより令和8年度の収益から費用を差し引いた純損失は、1億3,895万1千円になる見込みとなりました。

次に、資本的収入及び支出における収入では、企業債を1億2,700万円、一般会計負担金を8,087万8千円計上いたしました。

一方、支出では、建設改良費を1億2,715万3千円、企業債償還金を7,712万5千円、医療職修学資金貸付金を360万円計上し、収入支出ともに2億787万8千円の同額といたしました。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入と資本的収入を合わせて、4億2,168万1千円計上いたしました。

次に、議案第5号「令和8年度平内町水道事業会計予算案」ですが、収益的収入の基礎であります業務の予定量については、水道給水戸数4,222戸、年間給水量98万6,616立方メートルであり、これによる水道営業収益は2億3,394万8千円を見込みました。

営業外収益では、国庫補助金、一般会計からの繰入金、長期前受金戻入等で5,442万5千円と

なり、事業収益合計2億8,837万3千円といたしました。これらに対する収益的支出の水道営業費用は、2億7,439万6千円となり、営業外費用2,786万3千円と合わせ水道事業費用合計を3億225万9千円といたしました。これに消費税の精算等で、実質収支は、1,133万1千円の純損失が見込まれ、前年度繰越利益剰余金で補てんする予定としております。

次に、資本的収入及び支出については、収入で重要給水施設配水管布設事業等に係る企業債、国庫補助金を見込み、収入合計で6,489万8千円を計上、支出では、重要給水施設配水管布設事業等に係る建設改良費として9,389万5千円、企業債償還金と合わせ、支出合計で1億8,479万2千円を計上いたしました。

なお、資本的収入が支出に対して不足する額1億1,989万4千円は、現年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんすることといたしました。

次に、議案第6号「令和8年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに2,531万9千円となり、前年度当初予算に比し18万9千円の減額となりました。主な歳出については、指定管理料と索道施設の管理運営に必要な最小限の諸費用を計上し、歳入では、一般会計からの繰入金をもって措置することといたしました。

次に、議案第7号「令和8年度平内町下水道事業会計予算案」であります。収益的収入の基礎であります業務の予定量については、下水道排水戸数1,774戸、年間処理水量33万2,624立方メートルであり、これによる営業収益は6,333万円を見込みました。営業外収益では、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入等で4億253万5千円、下水道事業収益合計を4億6,586万5千円といたしました。これらに対する収益的支出の営業費用は、4億2,239万6千円となり、営業外費用4,846万9千円、下水道事業費用合計を4億7,086万5千円といたしました。これにより実質収支は、500万円の純損失を見込んでおります。

また、資本的収入及び支出における収入では、企業債を1億7,880万円、浄化槽設置整備推進事業に係る国庫補助金を118万8千円、他会計負担金及び他会計補助金を8,328万7千円計上し、収入合計2億6,327万5千円といたしました。

一方、支出では、建設改良費を5,344万4千円、企業債償還金を2億9,860万6千円計上し、支出合計3億5,205万円といたしました。資本的収入が支出に対して不足する額8,877万5千円は現年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしました。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入と資本的収入を合わせて3億1,424万8千円計上いたしました。

次に、議案第8号「令和8年度平内町介護保険特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに14億4,749万4千円となり、前年度当初予算に比し2,436万円（約1.7パーセント）の減額となりました。

予算の概要について歳出では、職員の人件費のほか、介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費に係る保険給付費及び地域支援事業費等を計上いたしました。

歳入では、介護保険料のほか、保険給付費等に係る国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの繰入金を計上いたしました。

次に、議案第9号「令和8年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに3億9,902万9千円となり、前年度当初予算に比し、2,594万1千円（約6.95パーセント）の増額となりました。

予算の概要について歳出では、広域連合への負担金等を計上し、歳入では、後期高齢者医療保険料

のほか一般会計からの繰入金等をもって措置いたしました。

次に、報告第4号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕」であります。衆議院議員総選挙費において、投・開票所等の除排雪経費及び公共施設等での個人演説会開催のための会場借上料の予算措置が早急に必要になったため、道路維持事業において、連日の降雪により、令和8年1月末時点で除排雪委託料が不足する見込みとなったため、早急に予算措置を講ずる必要が生じたことから、地方自治法の規定により、令和8年2月6日付けで歳入歳出同額の1億477万6千円の増額を専決処分したものであり、その結果、予算の総額は歳入歳出ともに86億8,229万7千円になったものであります。所要歳出の財源は、地方交付税と県支出金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第10号「令和7年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は各事業費の確定及び実績見込み等に係る費用を計上し、歳入歳出ともに4,055万9千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出ともに86億4,173万8千円とするものであります。

補正の主なものとして歳出の増額では、自立支援給付費、ホタテガイ母貝確保緊急対策事業費補助金、ほたて貝養殖業構造改善緊急特別対策費補助金、漁港県営事業費負担金、廃棄物処理施設管理運営事業費、小・中学校の校舎照明機器更新工事等を計上いたしました。

また、歳出の減額では、町有林間伐事業、コンピュータ管理費、定額減税補足給付事業、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、除雪機械購入費、道路改良工事、港湾改良工事、公債費利子、特別会計繰出金等を計上いたしました。

これら歳出に対する財源調整として、歳出に関連したそれぞれの収入見込額の増減と町税、地方消費税交付金及び地方交付税を増額したほか、歳入超過分につきましては、公共施設等整備基金繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

一方、戸籍住民基本台帳費における社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る事業について、システム改修プログラムの開発に不測の日数を要することから、年度内の事業完了が困難であるため、繰越明許費の設定が必要となりました。

次に、議案第11号「令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに4,666万7千円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに18億5,440万3千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費、保険給付費を減額、基金積立金及び諸支出金を増額いたしました。歳入では、国民健康保険税、県支出金を減額、財産収入及び繰入金を増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第12号「令和7年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」であります。収益的収入及び支出のうち収入では、医業収益を980万円、医業外収益を9,087万1千円それぞれ増額いたしました。これにより、病院事業収益は16億3,579万6千円となりました。

一方、支出につきましては、医業費用を2,583万円増額いたしました。これにより、病院事業費用は16億4,667万2千円となりました。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入では企業債を1,660万円、一般会計負担金を6,075万3千円それぞれ減額いたしました。これにより、資本的収入は2億6,266万9千円となりました。

一方、支出では、建設改良費を1,651万6千円減額し、資本的支出を3億2,350万6千円

といたしました。なお、資本的支出に対して不足する額6,083万7千円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんすることといたしました。

次に、議案第13号「令和7年度平内町水道事業会計補正予算案」であります。今回の補正は、収益的収入及び支出のうち、収入では給水収益を770万円、その他営業収益を29万1千円減額し、営業外収益を174万4千円増額し、収益的収入総額を2億8,949万1千円とし、支出では水道営業費用を473万9千円増額し、収益的支出総額を2億8,523万3千円といたしました。

また資本的収入及び支出のうち、収入では企業債を220万円、補助金を564万2千円減額し、資本的収入総額を6,607万円とし、支出では配水設備費を1,012万7千円、メーター費を139万5千円、固定資産購入費を2万5千円減額し、資本的支出総額を1億9,038万4千円といたしました。

なお、資本的収入が支出に対して不足する額1億2,431万4千円は、現年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんすることといたしました。

次に、議案第14号「令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案」であります。今回の補正は、収益的収入及び支出のうち、収入では営業収益を271万3千円、営業外収益を1,695万5千円減額し、支出では営業費用を1,538万6千円、営業外費用を428万2千円減額し、収益的収入及び支出総額を4億5,378万9千円といたしました。

また、資本的収入及び支出のうち、収入では企業債を460万円、他会計補助金を5,526万9千円減額、国庫補助金を20万9千円増額し、資本的収入総額を2億5,814万2千円とし、支出では建設改良工事費を932万円減額し、資本的支出総額を3億4,156万円といたしました。

なお、資本的収入が支出に対して不足する額8,341万8千円は、現年度分及び過年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしました。

次に、議案第15号「令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに2,848万5千円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに15億6,550万8千円といたしました。

補正の内容について歳出では、保険給付費及び地域支援事業費を減額し、総務費及び基金積立金を増額いたしました。歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び諸収入を減額、財産収入を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第16号「令和7年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに3,139万1千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに4億785万1千円といたしました。

補正の内容について歳出では、広域連合負担金及び一般会計繰入金を増額いたしました。歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金及び諸収入を増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第17号「平内町の議会の議員の選挙ポスター掲示場に関する条例案」であります。本案は、町議会議員選挙における選挙運動用ポスターの掲示について公営掲示場に限定することにより、選挙の公平性の確保、地域景観の保全及び選挙にかかる経費の削減を図るため本条例を全部改正するものであります。

次に、議案第18号「平内町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案」であります。子ども・子育て支援法の一部改正により、町が実施する給付制度として乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、

新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第19号「平内町県営土地改良事業費分担金等徴収条例案」であります。令和8年度より本格実施されます小湊地区基盤整備事業について、地方自治法及び土地改良法の規定に基づき、受益者から費用の一部を徴収するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第20号「平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」であります。物価高騰等により国の執行経費基準に改正があったことから本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」であります。令和8年4月1日から学校運営協議会を設置するに当たり、委員の報酬及び費用弁償を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号「平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」であります。青森県人事委員会勧告及び国の人事院勧告を踏まえ、技能職給料表及び通勤手当に係る規定を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第23号「平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」であります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号「平内町営住宅条例の一部を改正する条例案」であります。県が、子育て世帯が安心して暮らせる住宅の確保及び結婚に伴う住宅確保の支援の一環として、令和7年度より県営住宅に入居する者の入居要件のうち、子育て世帯及び若者夫婦世帯の入居収入基準を、月額15万8千円以下から21万4千円以下に緩和するため、「青森県県営住宅条例」の一部を改正したことに伴い、県同様に入居収入基準を緩和するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号「平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案」であります。国が、令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ、道路占用料の額の改定等を行うための「道路法施行令の一部を改正する政令」が令和7年12月26日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号「平内町過疎地域持続的発展計画の策定について」であります。現在の計画は令和7年度で計画期間が満了することから、新たに令和8年度から令和12年度までの計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」であります。西浜地区の「町道浦田茂浦線」について、経年劣化により損傷した舗装や、道路の法面及び擁壁の整備が必要であることから、令和8年度の事業として「町道浦田茂浦線道路改良整備事業」を新たに計画に追加するものであります。

次に、議案第28号「工事の請負契約について〔平内町防災備蓄倉庫建設工事〕」であります。町の防災備蓄品は現在、廃校となった旧東栄小学校校舎に保管しておりますが、町の中心部より遠いところで一極集中して保管している状況にあるため、災害時の即応性に乏しく、運搬コストもかさむことから、今回、緊急防災・減災事業債を活用し、防災備蓄倉庫の建設を行うものであり、去る2月10日指名競争入札を執行したところ、株式会社大坂組が落札し、仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号「漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」であります。漁港工事に際し、

受益者から分担金を徴収するものであり、現在事業を実施しております東田沢漁港分について、条例及び平内町漁業協同組合との取り決めに基づき、町負担分の20分の1の額について賦課徴収を行うために提案するものであります。

次に、議案第30号「港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」であります。港湾工事に際し、受益者から分担金を徴収するものであり、現在事業を実施しております小湊港間木地区分について、条例及び平内町漁業協同組合との取り決めに基づき、町負担分の20分の1の額について賦課徴収を行うために提案するものであります。

次に、議案第31号「平内町道路線の認定について」であります。平内町役場新庁舎の建設予定地である旧青森少年院跡地において、新庁舎建設に先行して道路工事を実施しております。今後は、来庁者等の利用増加及び交通量の増加が見込まれることから、適切な維持管理及び交通安全確保のため、町道路線の認定をするものであります。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い、御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。



議 長（船橋健人君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。どうも御苦勞様でした。

（午前10時58分 散 会）

本日の会議に付した事件

日程第1、一般質問

出席議員 12名

議長 船橋健人君	副議長 木村良一君	1番 船橋侑雅君
2番 荒内護君	3番 内海伸君	4番 田中大君
5番 亀田弘徳君	6番 田中茂勝君	7番 太田満則君
8番 倉内清一君	9番 畑井勝廣君	10番 田中光弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長 船橋茂久君	副町長 山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君	総務課指導監 金津良紀君
企画政策課長 塩越信子君	税務課長 柴田正一君
町民課長 千代谷文徳君	福祉介護課長 竹達暁教君
福祉介護課指導監 須藤昌毅君	健康増進課長 大水要君
健康増進課指導監 森山実希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂井智也君
水産商工観光課長 畑井幸治君	地域整備課長 三津谷博君
地域整備課上下水道管理室長 近藤吏君	会計管理者 工藤英仁君
平内中央病院事務局長 小形正樹君	平内消防署長 川村徳仁君
教育長 渡辺伸一君	学校教育課長 須藤鉄博君
生涯学習課長 小林正人君	代表監査委員 逢坂重良君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿 事務局副指導監 石岡 むつき

振鈴（午前10時00分 開議）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、お願いがございます。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は音の出ないように御配慮をお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。

◇

日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告に基づき、4番、田中 大君の登壇を許します。（「議長、4番」の声あり）はい、4番、田中 大君。（「はい」の声あり）

4番（田中 大君） 皆さん、おはようございます。

現在の国内情勢は大きな転換期にあると感じております。物価高騰は依然として町民生活に影響を及ぼし、エネルギー価格や食料品価格の上昇は家計のみならず、事業者の経営環境にも重くのしかかっております。加えて急速に進行する少子高齢化と人口減少は社会保障制度や地域経済の持続性に深刻な課題を突きつけております。国においては、財政健全化と経済対策の両立、防災、減災対策、デジタル化の推進など、多くの政策課題が山積しておりますが、その影響は、最終的に地方自治体の現場に及びます。地方が安定しなければ、国全体の安定もあり得ません。そのような中で、私たち地方議会に求められる役割は極めて重要であります。国の動向を注視しつつも本町の実情に即した判断を行い、限られた財源の中で何を優先するのかを真摯に議論することが将来世代への責任であると考えます。平内町においても、人口減少対策、産業振興、子育て支援、防災体制の強化など、取り組むべき課題は少なくありません。しかしながら、困難な時代であるからこそ、地域の強みを生かし、住民一人一人が安心して暮らせるまちづくりを進める姿勢が何より重要であります。

それでは、質問に入ります。

持続可能な財政運営について。

本定例会に当たり、私は、新年度予算編成をめぐる町の財政運営の考え方について、町長の基本的な認識を改めて伺うべきと考えます。当初予算は、その年度における町政運営の方向性と、優先順位を端的に示すものであり、町長の政治姿勢や将来に対する責任の取り方が最も明確に表れる極めて重要な議案であります。単なる数字の積み上げではなく、本町がどの分野に力を入れ、どの分野を抑制し、どのような将来像を描こうとしているのか。その知恵と戦略が当初予算には集約されていると言っても過言ではありません。その意味において、予算編成に臨む町の財政認識や判断の軸について、議会として丁寧に確認することは町政のチェック機能を果たす上でも、また、町民への説明責任を果たす上でも極めて重要であると考えております。

我が国全体を見渡しますと、物価高騰の長期化、エネルギー価格の不安定化、国際情勢の緊張、さらには人口減少と高齢化の進行など、地方自治体を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。円安の影響や、原材料価格の高止まりは、建設費や維持管理費を押し上げ、これまで想定していた事業コストの前提そのものを揺るがしている状況であります。とりわけ原材料価格や燃料費の高騰は、公共事業や委託事業のみならず、日常的な行政サービスのコストにも影響を及ぼしており、自治体財政にとって無視できない深刻な状況となっております。光熱水費、車両燃料費、施設維持費など、町民生活に直結する分野ほど、その影響が顕著化しているのではないのでしょうか。

こうした中で、基礎自治体には、従来以上に中長期的な視点に立った財政運営と、限られた財源をいかに効果的かつ戦略的に配分するかという的確な優先順位づけが強く求められております。これまでのように、前年度踏襲型の予算編成を続けていくだけでは構造的な課題を先送りすることになり、将来世代に過度な負担を残す結果になりかねません。今まさに、自治体経営の視点から、事業の必要性や費用対効果、持続可能性を改めて点検し直す局面に来ているものと考えます。

平内町におきましても基幹産業である水産業をはじめとする地域経済の動向、人口減少の進行、社会保障関係経費の増加など、決して楽観できる状況にはないものと認識しております。とりわけ近年は、物価高騰の影響が、町の事業費全般に及んでおり、これまでと同じ発想や手法では、予算編成そ

のものが成り立ちにくい局面を迎えているのではないかと感じております。加えて若年層の流出や出生数の減少により、将来的な税収基盤の縮小も避けられない中で、現役世代や高齢者世代の双方にとって納得感のある持続可能な財政運営が、これまで以上に求められているのではないのでしょうか。

こうした状況を踏まえ、まず、新年度予算編成に臨むに当たり、町長は、現在の町財政をどのように捉え、どの点を最も重視して編成作業を進めておられるのか、その基本的な認識をお示してください。

また、単年度収支の均衡だけではなく、数年先を見据えた財政の持続性について、どのような視点を持っておられるのかについても併せて伺いたいと思います。

次に、町税収入と地方交付税の関係について伺います。

御承知のとおり、平内町の財政は、町税収入と地方交付税に大きく依存する構造となっております。近年、基幹産業であるホタテ養殖をはじめ、水産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、自然条件や国際的な需要動向によって、大きく影響を受けやすい状況にあります。そのため、今後の町税収入についても、不透明感があることは否めません。一方で、地方交付税制度においては、町税収入が減少した場合、算定上、一定の調整が働く仕組みとなっていることも広く知られております。もちろん、地方交付税で全てが補填されるわけではありませんが、単純に、税収が減ったからその分だけ直ちに財源が不足するとは言いきれない側面もあると考えております。

そこで伺いますが、町税収入の増減が地方交付税にどのような影響を及ぼすのかについて、町長はどのような認識をお持ちでしょうか。

また、税収の落ち込みが見込まれる局面において、財政全体としてどのような調整が必要になると考えておられるのか。短期的な対応と中長期的な対応をどのように使い分けていくのかその基本的な考え方についてお示してください。

次に、財政運営の構造的な課題について伺います。

仮に、新年度予算編成において、財政的な厳しさが増して生じているとすれば、その要因は1つではなく、複数の要素が重なり合っているものと推察されます。人件費や扶助費の増加、物価高騰による事業費の上昇、長年継続してきた既存事業の固定化、さらには新たな政策的経費の増加など、様々な要因が考えられます。加えて、公共施設の老朽化対策や、インフラ更新など、将来的に避けて通れない支出も控えており、これらをどのように平準化し、財政負担を分散させていくのかも極めて重要な論点であります。

そこで、現時点において町長が認識している町財政を圧迫している主な要因は何であるのかお伺いします。

また、それらは一時的な要因なのか、それとも今後も継続的に影響を及ぼす構造的な課題なのか。その見立てについても併せてお示してください。特に構造的な課題であるとすれば、単年度の対症療法ではなく、中長期的な視点に立った対応が不可欠になると考えますが、その点についての町長の考えを伺います。

次に、歳出削減の考え方と優先順位について伺います。

厳しい財政状況の中にあっては、歳出の見直しを避けて通ることはできません。その際に重要となるのが、どの分野を守り、どの分野を見直すのかという優先順位の考え方です。一律的な削減は、短期的には効果が見えやすい一方で、事業の性質や必要性、地域への影響を十分に考慮できないという課題もあります。一方、事業ごとの精査による重点化や、選択と集中は時間と労力を要しますが、将来にわたって、持続可能な財政運営につながる可能性があります。

そこで伺いますが、町長は、歳出削減を行う場合、一律的な削減と事業ごとの精査による重点化の

どちらを基本とすべきとお考えでしょうか。

また、補助金や委託事業など、町民や団体活動に直接影響を及ぼす分野について、どのような基準で見直しを行い、その影響をどのように評価し、町民に対してどのように説明責任を果たしていくお考えなのかお示してください。

次に、庁舎整備事業と基金運用について伺います。

現在、本町では、庁舎整備事業が進められており、今後、本格的な工事段階に入っていくものと承知しております。庁舎の老朽化対策や、防災拠点としての機能強化は重要な課題であり、その必要性も否定するものではありません。しかしながら、庁舎整備には多額の財源を要し、基金の活用を予定されていることでしょうか。

そこで伺いますが、基金を活用して庁舎整備を進めることについて、災害時などの財政的リスクへの備えは十分に確保されているのか町長の認識をお示してください。

また、今後、財政状況が想定以上に厳しくなった場合に、庁舎整備事業の規模や、スケジュールについて、柔軟に見直す余地はあるのか、それとも現行計画を堅持するお考えなのか、その判断基準についても併せて伺います。

次に、財政サービスと職員体制への影響について伺います。

財政調整の過程において、最も懸念されるのが、町民サービスの低下や職員の士気への影響であります。行政サービスは、町民の日常生活を支える基盤であり、安易な削減は、町民の不安や行政への不信につながりかねません。

また、職員数の抑制や業務量の増加が進めば、現場の負担が過重となり、結果としてサービスの質の低下を招くおそれもあります。

そこで伺いますが、財政上の調整を行う場合においても、行政サービスの質をどのように維持していくお考えでしょうか。

また、職員の処遇や労働環境において、財政的な理由から不利益な変更が生じることのないよう、どのような配慮を行っていくのか、町長の考えをお聞かせください。仮に、職員の給与や手当などに関して議論が生じる場合、その判断基準と責任の所在をどのように整理していくのかについても併せてお示してください。

最後に、今後の財政見通しと町民への説明責任について伺います。

財政運営は単年度の収支を合わせることが目的ではなく、将来にわたって町民が安心して暮らせる基盤を維持することが最も重要であります。そのためには、数年先を見据えた財政見通しと、町民への丁寧で分かりやすい説明が欠かせません。町民の理解と協力なくして、厳しい財政運営を乗り切ることはできず、情報公開と対話の姿勢がこれまで以上に重要になるものと考えます。町長は新年度以降どのような中長期的な財政ビジョンを描いておられるのか。

また、厳しい判断を伴う場合において、町民に対してどのように説明し理解を求めていくお考えなのかその姿勢をお示してください。

併せて議会との情報共有や意見交換をどのように位置づけていくのかについても、町長の考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、田中 大議員の御質問にお答えいたします。

持続可能な財政運営についてであります。内容が相互に関連しておりますので一括でお答えいた

します。

まず、当町の財政状況についてであります。

現在、当町の財政は、人口減少の進行やホタテへい死の影響による町税収入の伸び悩み、社会保障関連経費の増加、公共施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、構造的な課題に直面しております。その結果、財政調整基金をはじめとする各基金の残高が大きく減少し、ほとんど底をつく状況にあります。

本来、基金は不測の事態や急激な財政変動に備える最後の安全弁であります。そのような余力が極めて限定的になっている現状は当町財政が非常に脆弱な状態にあることを示しており、私はこの事実を重く受け止めております。このような状況に至った要因は、人口減少や制度的要因といった外部環境の変化だけではありません。これまでの財政運営において、中長期的な見通しの精度や事業の優先順位づけ、資金の管理方針が十分だったのかについて厳しく検証する必要があると考えております。

次に、新年度予算編成における基本的な考え方についてであります。

議会初日、冒頭の提案説明でもお話ししましたが、私は単年度の収支均衡を整えることだけを目的とするものではなく、数年先を見据えた財政の立て直しを最優先課題といたしました。基金残高の段階的回復、地方債発行の抑制と将来負担の管理、投資的経費の平準化、事業の選択と集中を基本方針としております。

次に、町税収入の増減と地方交付税の関係については、前年度の町税実績額の75パーセントが基準財政収入額として普通交付税で算定されております。よって、税収の落ち込みが見込まれる場合、次年度の普通交付税でその落ち込み分の75パーセントが補填される形となった場合、当年度においては、町税の前年度実績をしっかりと把握した上で、普通交付税を過大に見積もることのないよう、経常経費の抑制や事業の繰り延べ等、短期的な対応が必要となります。

また、中長期的には税収の増減の25パーセントの影響を受けるものの、財政力が弱く、地方交付税への依存度が高い当町においては、地方財政措置のある事業を優先することで、交付税を確保した上で地方財政計画の影響の少ないふるさと納税や国、県の補助制度などを活用し、それに加えて、歳出構造そのものの改革、自主財源の確保、公共施設の適正配置など構造的な見直しを進めていく必要があります。財政を圧迫している主な要因は一時的なものではなく、扶助費の増加や施設更新需要など、明らかに構造的な問題であります。したがって、単年度の対症療法では限界があり、中長期的な視点に立った抜本的な見直しを行わなければ、同様の状況を繰り返すこととなります。

次に、新庁舎整備事業についてであります。

厳しい財政状況の中での事業推進に対し、様々な意見があることは承知しております。しかしながら、現庁舎は老朽化が進み、防災拠点としての機能や住民サービスの拠点としての機能に課題を抱えております。災害時においては行政機能を停止することは、町民の安全・安心に直結する重大な問題であります。そのため、新庁舎整備は将来世代への投資であり、安全・安心を守る基盤整備であるとの判断の下、基本計画及び整備方針については変更せず計画どおり進めてまいります。もちろん、財政負担の平準化や有利な財源の活用、事業費の適正管理には最大限努めますが、計画そのものを見直す考えはございません。その分、他の事業については、これまで以上に厳しい選択と集中を徹底し、財政の健全化を図ってまいります。

また、行政サービスの維持については、住民生活に直結する分野を最優先とし、業務の効率化やデジタル化を進めながら質の維持に努めてまいります。職員給与の削減は最終段階であり、仮に検討する場合には、その必要性和影響を十分に精査した上で、町長である私の責任において判断すべきもの

と考えております。

今後は、中長期的な財政ビジョンを明確に策定し、基金回復目標や将来負担比率など、具体的な数値目標を示しながら、町民に対して丁寧に説明してまいります。厳しい判断を伴う場合であっても情報を共有し、理解を求める姿勢を貫いてまいりたいと考えております。

また、議会との関係においては、予算審査の場に限らず、早い段階から情報共有と意見交換を重ね、政策形成過程の透明性を高めてまいります。

当町における財政状況は極めて厳しいものではありませんが、責任の所在を曖昧にせず、町政に関わる私たち全体の問題として受け止め、ここから再建への道筋を確かなものとする覚悟でございます。将来世代に持続可能な財政基盤を引き継ぐため、強い決意を持って町政運営に当たってまいります。

以上です。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中 大君。

4 番（田中 大君） 私の4つ目の質問、一律的な削減と事業ごとの精査による重点化のどちらを基本とするかについてであります。歳出削減の基本的な考え方について御答弁をいただきましたが、予算書を見ますと、まず、町内会等運営助成金についてであります。新年度予算には計上されておられません。町内会は防災活動、環境美化、高齢者の見守り、地域行事の運営など、行政を補完する極めて重要な役割を担っております。しかしながら、町内会の財政状況は一様ではありません。収入が安定している町内会もあれば、会員減少や高齢化により運営そのものに苦慮している町内会も存在しております。本来であれば、財政的に厳しい町内会に対しては、従来同様、あるいはそれ以上の配慮を行うなど、実情に応じた対応が必要ではないかと考えます。6月、あるいは9月の補正予算において、改めて実態を精査し、支援の在り方を再検討する余地があります。

次に、デマンド交通実証運行についてであります。

新年度9月末をもって終了とのことですが、財政上の理由、さらに制度設計上、国の補助対象とならないことが判明したとのことと伺っております。しかしながら、利用実績を見ますと、2024年と2025年を比較して、運行回数は1.48倍、利用人数は1.66倍と大きく伸びております。これは制度が町民に一定程度浸透し、必要とされていることの証左ではないでしょうか。特に高齢者や交通弱者にとっては、生活を支える重要な移動手段であります。ここで廃止となれば、現実に困る町民が相当数生じることは明らかであります。財政が厳しいことは理解いたしますが、だからこそ、一律的な終了ではなく、運行形態の見直し、運行日数の調整、料金体系の再設計など、持続可能な形への転換を含めた再検討が必要ではないでしょうか。この件についても、6月、あるいは9月補正での対応可能性を含め、いま一度精査すべきであると考えます。

いずれの案件も削減するかしないかという二者択一ではなく、どのように守るべきものを守りながら、持続可能な形に再設計するかという、まさに選択と集中の姿勢が問われていると考えます。

歳出削減の基本姿勢が真に重点化であるならば、今回取り上げた2点については、改めて丁寧な検証と再検討を強く求めるものであります。

以上で質問を終わります。

議長（船橋健人君） 以上で4番、田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、7番、太田満則君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、7番、太田満則君。

7 番（太田満則君） どうもおはようございます、皆さん。

7番、太田満則でございます。

通告に基づき一般質問を行います。

まず、今年の降雪状況はここ数年、少雪傾向に慣れてきた中では、多め、また、前のおり、例年どおりの降雪量で、玄関周り、あるいは車の出入りの除排雪に難儀した方も少なくありません。特に地域が高齢化と単身世帯が一段と進んだことにより、雪の片づけ、特に除雪後の雪の塊の片づけは大変だと、そういう声を多く聞きました。慣れない動き、筋肉を使うことにより体の痛みが起り、医療機関を受診した人も多くいたと、このように聞きました。

一方、雪国に暮らす地域の稲作は、降雪量が多い年は豊作が多いと、まあ昔からよく聞くので期待したいなと思います。

また、近年、湾内の異常な高水温により、深刻な不漁が続くホタテガイへい死、その対策である水温の引下げの一助になってほしいと、こう思うものでございます。

先日、皇居の奉仕作業に参加いたしました。私自身は3回目の参加でございました。奉仕作業2日目は、天皇陛下、そして4日目には、秋篠宮殿下からの直接のお言葉がけ、いわゆる御会釈がありました。私は今回、団長という立場で参加したことから、お二方からは「今年の青森地域の雪状況について、被害はどうか」と、そういう直接のお尋ねがありました。非常に気にしているなというように感じました。帰ってきてから地域を回ってみますと、雪の重みで崩壊した作業小屋なども見かけました。春からの作業にあまり影響がなければと、こう心配するものでございます。

一方、町の特産物のホタテ、出荷収量に結びつくホタテがない、浜の友達からは怨嗟の声も聞かれません。ついこの前までは、我が世を謳歌していたのがうそのようでございます。町内には関連する事業、仕事が幾つかあります。それらも全て停止、停滞している状況にあります。

そこで1点目の質問は、ホタテガイの高水温によるとされるへい死が続いていることに関連して、ホタテ以外の魚介類などの養殖の提案についてであります。

高水温の原因ははっきりしないと云います。ただ、ホタテガイは死ぬものの、同じ場所のローブ、養殖施設、漁具などに付着しているムラサキガイ、アカザラガイは生きてると、このように聞きます。私が小学校の頃、父親は漁師をしていました。その頃のホタテの採取は自然発生したものを網で取る、そんな漁法でした。数年に一度、大量発生したものを家の前の口広の浜辺100メートルほどにホタテが水揚げされ、何日も馬そりで運んでいた光景を思い浮かべることができます。その後、それまで自然発生に任せていたホタテだけでなく、アカザラガイの稚貝の放流を口広沖にしたこともありました。

何を言いたいのかと、こう言いますと、畑作には連作障害があるとよく聞きます。同じ種類のものを作り続けることによって、収量が落ちてくる。あるいは、病気が発生しやすくなる。はっきりした原因は分からないものの、自然には多様性が求められる。そういうことだと思います。

そこで、陸奥湾内にもホタテ一色でなく、例えばカキです。もちろん、すぐの導入を求めているものではありません。導入には慎重な手順が求められます。前に茂浦の県水産研究所の職員からも聞いたことがあります。陸奥湾内でのホタテの餌となるプランクトンの発生量から、自ずとホタテの生産量が限られる。そのため成育数量を守ることが大事だと、こう聞きました。それにしても、一番には、漁業者自身の理解、賛同が得られなければなりません。一時的な安定ではなく、長い持続的な生活の安定が求められると思います。

カキは瀬戸内海や宮城県などが産地として有名です。それらの地域は陸奥湾内の海水温よりは高いと思われれます。少なくともホタテよりは高水温に耐えられると思います。

ただ、これまでも、陸奥湾内にはホタテ以外の貝は導入しない、このように複数の人から聞いたこ

とがあります。それは、先ほどお話しした餌となるプランクトンの発生量、推定量から算出される、このようなことでもございました。湾内のあちこちに群生している一方のムラサキイガイ、私も小さい頃から見慣れていることから、てっきり原産国は日本だと、こう思っていました。日本原産ではなく外来種だと、県水産研究所の職員から聞きました。その職員が言うには、外国を往来する船の底に付着した卵や、また、船を安定させるために船底に海水を入れる必要がある。その際の海水、それに混ざって日本に運ばれてきたのではないかと、そして繁殖したのではないかと、こういう話でもございました。

私は22歳のとき、もう大分前になりますけれども、友達に誘われて、就航して間もなくのジャンボジェット機に乗り、フランスに行く機会がありました。初めての外国旅行でした。もちろん見るもの、聞くもの、全てが新鮮でした。トイレはウォシュレット、またカルシウム分が多い。そう言われているので、水道水の水は飲まないように、飲料水はコンビニで売っているミネラルウォーター、それを飲むこと、そのミネラルウォーターと同じぐらいのペットボトルの水、それと同じぐらいの値段でワインが買えること。そして、最も驚いたことは、ホテルの食事に、私がいつも釣りに行った際に長靴で踏みつぶしていたあの地域のシウリガイ、ムラサキイガイがテーブルに運ばれてきました。ところ変わればホテルの食事に提供される。高級食材、向こうではムールガイということで初めて知りました。その食卓に運ばれてきたムールガイ、ホタテと同じ場所で生息する私ども（通称）シウリガイ、正式名ムラサキイガイこれをもっと見直して活用すべきでないかということの提言であります。

もちろん、漁協だけに丸投げするのではなく、町も地域も、ともにタッグを組んで海水温の上昇でも死なないムラサキイガイをもっと活用する方策を考えるべきだと、こう思います。特に訪日客が多い昨今、欧米人の食べ慣れた食事として提供してもいいのではないかなと思います。機会がありましたら是非関係者に耳打ちしてみる必要があるのではないかなと思います。はっきりしているのは、ムラサキイガイは死なない、同じ場所でホタテガイは死ぬ、ホタテガイは、同じようなムラサキイガイと同じ水温、同じ場所で生息する。そういう場でもムラサキイガイは死なない、アカザラガイは死んでないという現実があります。邪魔にしないでもっと活用すべきだと、こう思います。

もちろんそのほかに餌が競合する、このように避けられてきたカキの養殖も俎上にのせて議論してはいかがかなあと、こう思います。

先日開催された関係者の会議では、新聞によれば、湾内には成熟した産卵に適したホタテが少ない、このようなことから、北海道から輸入することも含めての話が進んだようにも聞きました。はっきりはしません。

ただ、前に県の担当者からは、県外、北海道からのホタテの輸入は考えていない、こう聞いたこともありましたが、数年来の不漁に地域は疲弊しています。希望を見いだせる活路策を皆とともに是非考えてほしい、示してほしい。それが地域に人が残れて、町を存続させる一つの方策でもございます。何か考えていることあれば示してほしいなあと、こう思います。

2点目は、国から交付された森林環境譲与税を活用した植林、造林の推進であります。

国税が賦課徴収される際に、森林環境税も一緒に賦課されております。役場庁舎屋上から周りの山々を見回してみれば、この時期、伐採して植林をしていない場所は真っ白になっています。よく見ていただきたいと思います。植林は50年たたなければお金にならず、自分、子供の代では収入に結びつかなく、この間、枝打ち、下刈りなどの経費ばかりかかり、孫の代でなければ収入にならない息の長い期間を要する、このようによく言われます。友人たちと話をしていますが、植林、造林は人気がありません。それくらい今の人はお金、生活に余裕がないのかもしれない。

しかし、造林や山の整地は町の主産業である農林漁業や、飲み水、私たちの暮らしや防災上には欠かせません。最近テレビから異常気象による水がめであるダムの水不足による湧水や、水道水の取水制限がマスコミに報じられます。これまで我が町でも実際にあった話でございます。給水車が集落を回ったことを思い出します。山の整備は川下の農地だけでなく、そのさらに川下の海に影響を及ぼします。町の産業の1つであるホタテ養殖業に及ぼす影響は計り知れなく、地域の人はみんな感じていることだと思います。

若い人材が残れる数少ない産業、職場の1つである漁業、ホタテ養殖が定着する前は、地域での漁は魚を取って生計を立てていましたが、魚が取れない不漁が続けば、生活に見通しが見つからないことから、勢い出稼ぎ、若い人の漁師への就業は不人気でございました。昭和40年代、ホタテ養殖にめどがつき、やっと生活が安定したことから、漁業に就く若者も増えてきました。地域の活性は若い人たちが地域に残れる作業、職場があることが私は必須だと思います。その数少ない就業先の1つがホタテ養殖そのものだと思います。川上の造林、川下の海のホタテ、町の主産業であるホタテ養殖と木々の造植林は表裏一体の関係でございます。

しかし、先ほど言ったように、お金が忙しい昨今、人気がありません。

そこで、国から町に交付されている森林譲与税交付金を活用した植林、造林の推進であります。増殖林は先ほど言ったみたいにお金になるまで長い年月、50年を要すると言います。しかし、飲料水、農作業に水は欠かせません。雨水の浄化、貯水に木々の役割は欠かせません。私たちが生きていく上で欠かせない地域の水の役割そのものを見直すべきだと思います。国でも地球温暖化対策の一環として、国際的な枠組みであるパリ協定の目標達成や、山林災害防止のため2024年度から個人住民税均等割と合わせ、1人当たり1,000円が賦課徴収されています。徴収された税収は全額、森林環境譲与税として都道府県や市町村に交付されています。町にはこれまで幾ら交付され、その用途先はどうなっているのかということでございます。法律では、森林整備やその促進に関する施策に活用する、このようにうたっております。これまで幾ら国から交付されたのか。その使い道は、何に使ったのかということを知らせてほしいということでございます。

以上、壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、太田満則議員の御質問にお答えいたします。

第1点目のホタテガイ以外の貝などの養殖についてであります。ホタテガイのへい死が続いている状況については、町としても極めて深刻に受け止めております。主因としては、近年の異常高水温、採苗不振、餌環境の変動など、複合的要因が指摘されており、現在も青森県水産総合研究所を中心に、科学的検証は継続されております。

御提案の魚介類の養殖、特に、アカザラガイやムラサキイガイの導入についてであります。一般論として、養殖品目の多角化は経営リスク分散という観点から一つの選択肢になり得ると認識しております。しかしながら、当該海域での安定的な生産実績、種苗の安定確保、餌資源との競合の有無、既存ホタテ養殖への影響、設備投資負担、流通・販売ルートの確立、収益性の検証といった多くの課題がございます。

アカザラガイやムラサキイガイが比較的高水温に強い可能性があるとしても、それが直ちに商業規模で持続可能な産業として成立するかどうかは、科学的データと経済性の両面から慎重に検討する必要があります。

また、陸奥湾は長年にわたりホタテ養殖を中心とした漁場利用が形成されてきた経緯があり、漁場

調整や生態系バランスの観点も含め、単独の判断で方向を決定できるものではありません。

事業主体はあくまで漁業協同組合及び漁業者であり、町は支援する立場であります。町としては、県及び漁協と連携し、既存ホタテ養殖の再生対策を最優先としつつ品目多角化の可能性については情報収集と実証的検討を進めるという姿勢で対応してまいります。

短期的な代替策として即断することは困難であります、海洋環境の変化を踏まえた中長期的な漁業構造の在り方については、引き続き関係機関と協議を進めてまいります。

次に、2点目、森林環境譲与税を活用した植林の促進についてであります、議員御承知のとおり、森林環境税は都道府県及び市町村が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和6年度より国民から1人1,000円が国税として徴収され、各自治体に森林環境譲与税として交付されているものでございます。この森林環境譲与税の用途につきましては、町ホームページに掲載されてございますが、町では、これまで森林経営管理制度に伴う意向調査や林道修繕事業等に充当してまいりました。

議員御提案の造林・植林の促進につきましては、森林の多面的機能の維持・向上、さらには災害防止の観点からも重要であると認識しております。特に、伐採後の再生林の確実な実施が持続可能な森林経営を図る上で大きな課題となっております。

一方で、造林には初期費用や下刈り等の保育経費が継続的に必要なことから、森林所有者の負担軽減を図る必要があります。町では、民有林整備事業として、国・県の補助金を活用するとともに、森林環境譲与税を活用して、さらに10パーセント上乗せして、人工造林の促進を図っているところでありますが、自己負担もあることから進捗が芳しくないのが実情であります。

また、森林環境植樹啓発事業として、森林の有する公益的機能の普及啓発を目的に、令和4年度から管内小学校児童を対象に植樹活動を実施しており、今年度は児童47名が約1,000平方メートルの面積に桜やアンズ、梅など合計140本の苗木を植樹しているところであります。

今後につきましても、森林環境譲与税の活用範囲や優先順位を精査し、地域の実情に応じた造林・植樹の在り方を検討してまいります。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、7番、太田満則君。

7番（太田満則君）それでは、1点目のムラキイガイ、要するにホタテの不漁に補完するものということでの話でございます。

最近、ほたて広場を見ましても、結構人が来ていると、何か話を聞けば、外国人も結構来ているやに話も聞きます。先ほど話ししたみたいに、外国人、どこの人が多いかはちょっと確認したことがないんであれですけども、先ほどお話ししたみたいにムールガイもおいしい食材だということで、欧米人には食べ慣れたもの、また、南国の人には目新しいのかなとも思いますけれども、積極的に売り出す、消費する、そういうことも必要でないかなあと、こう思います。もちろんほたて広場にはホタテを食べさせる、そういう機会もあるということですが、あわせて地域の食材である、邪魔者扱いになっているが、ほかの国では食べているこのムールガイ、やっぱり皆さんにいろいろな場で知らせるべきでないかなと、こう思います。先ほど話ししたみたいに、ムールガイとしゃべれば、多分、漁師の人たちは食べているかも分かりませんが、それ以外の人つつうのは、なかなか手が出しづらい食材だと、だけれども地域にはホタテガイの邪魔者としてのムールガイ、ムラサキイガイが結構あると、そういうことだと思います。

また、アカザラガイについても、人によりけりかも分かりませんが、味が濃いということで好きだ

と、こう話しする人もいます。ですので、ホタテガイ、ムールガイ、アカザラガイ、それこそ、皆さんの目に触れる機会を多くして、手に取っていただく方法、何とか考えてほしいなど、こう思いますけれどもどうでしょうか。

議長（船橋健人君） 畑井水産商工観光課長。

水産商工観光課長（畑井幸治君） 御質問にお答えいたします。

今、太田議員のほうからムールガイ、アカザラガイというようなお話がございますけれども、太田議員がよく言いますけれども、邪魔者って言いますけれども、中には邪魔者というふうに考えないで、それを商品として販売している漁業者の方もいるというふうにお話は伺っております。

今後、やはり今、町長の答弁もありましたけれども、これがやることによって精査、ましてや商業的にどうなのかというところ、ここら辺のところを解決しないことには、漁業者の方もそれに向かって、じゃあ収入が得られるのかというふうなところもございますので、そういったところも含めて課題がありますので、その辺も考えながら、今後、漁協さんのほうともお話ししていければというふうに思います。

以上です。

議長（船橋健人君） 7番、太田満則君。

7番（太田満則君） 話をしてみないことには前に進まない、こう思いますので、是非、一度そういう場で、皆さんで話をしてみることが大事でないかなと、こう思いますので、是非、集まった際にはそういう話もしてみることは勧めます。

もちろんこのホタテ、地域では、ナマコ等で補完もしている、収入の補完、穴埋めですよね。しているやにも聞きますが、ナマコの取れる、いいナマコの取れる場所つつうのは、やっぱり場所的に限定されて、それ以外のところにはなかなかいい市場で高値のつくナマコつつうのは取れない、このような話も聞きますし、是非そこら辺もひっくるめてですね、私、前に、ホタテの養殖施設の下、施設の下つつうんですか、養殖かごの下、もうヘドロ状になっているよと、このような話もしました。その後、その話は進んでいませんけれども、是非そこら辺も皆さんでいろいろなことを考えて、例えばナマコ云々の放流についても、その泥の中だけでなくして、やっぱり魚種、ホタテガイ、ムールガイ、アカザラガイ、ナマコ、それらの魚種を増やして、いろいろなものに危機に対処して欲しいなど、こう思いますので、是非そのような話を進めてみてください。

それから、2点目の国から交付されている森林環境譲与税を活用した植林、造林、今話も聞きました。がしかし、いろいろなところで植林もしてはいるんでしょう。がしかし、先ほど壇上でも話したみたいに、役場の上から見ますと、それこそ野原みたいになっている、要するに伐採した後の植林がされていない。そういう箇所が何箇所も見られます。町の中歩いてみてもそのように見受けられません。ただ、やるってしゃべれば、先ほど話したみたいに、長い期間と金がかかるということで、なかなか人気のない事業ですが、私はやっぱりそういう事業だからこそ、国も森林環境譲与税という東京都にもそういう税金が行くつつうのでびっくりしたことがあります。山のねえ東京にそういうの行くのと、こういう話も聞いたことがありますけれども、都会で消費する木材、その木材を植林している地域に援助するためにも必要だというような話も聞いたことがありますので、私は森林環境譲与税、これを活用して是非こう見れば野原のように見える植林していない場所、お金のかかる話で、時間がかかる話だと、こう言いますけれども、町が主導して、より多くの交付金なり、補助金なりをやることによって、地域の水が安定するし、その地域の水で、上から流れてきた水が、行き着く先は海、海では町の特産であるホタテ、やっぱりこれらが連動していると思いますので、是非そこら辺を強力に

進めてほしいなど、こう思います。

そのほか、もちろん森林環境譲与税、森林、木を植えるだけではなくて、多分そこまで行くまでの道路、林道の補修とか、そういうもの等にも活用できるんでないかなあと、こう思っていますけれども、そこら辺はどうでしょう。林道、要するに町道ではないけれども、農作業に使う林道なんかの補修なんかにも使われているかと思うんですけれども、そこら辺の活用方はどうなんでしょうか。

（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 農政課長。

農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、森林環境譲与税なんですけれども、林道のほか、農道の決壊したときの補修工事費等に充てることができます。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、7番、太田満則君。

7番（太田満則君） そこで今、林道等の補修なんかにも活用できると、このような話でございました。

実は、その林道を通っている脇に自分の土地があると。その土地に林道で使う砕石が、車が通るたびとは言わないけれども、車が通ることによって、自分の屋敷の中に石コロが入ってきて困ると、こういう声も聞きました。今話したみたいに、林道は町で整備していると。町で整備していて走りやすいようにということで砕石を入れていると、その砕石が車走ることによって飛んで、自分の屋敷とは言わないけれども、屋敷に結構入ってくると、何とかしてほしいと、こういう声も聞きました。それについては、誰が責任を持ってやるんでしょう。町ですか、あるいはその土地の持ち主でしょうか、どちらでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 垂井課長。

農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君） ただいまの御質問にお答えします。

その件に関しては、林道管理者とその土地の所有者等で現地を確認しまして、お互い協議し合って決定するようにしております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、7番、太田満則君。

7番（太田満則君） 今話したみたいに、昔であれば、林道ってしゃべればそのままでしたが、今、結構、砕石なんかを入れて、車が走りやすいようにしていると、そういうのが現状だと思います。先ほど話したみたいに、その林道に撒いている砕石が車のタイヤつつうんですか、それによって自分のところの屋敷の中に入り込んでいると、何とかしてほしいと、こういう声がありましたので、今話をしました。雪が消えたら、是非その持ち主と等と話をして、いい方向で解決してほしいなど、このように思います。よろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。

議長（船橋健人君） 以上で7番、太田満則君の一般質問を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

10分間の休憩をした後会議を再開します。11時20分から再開します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

議長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、6番、田中茂勝君の登壇を許します。（「はい、6番」の声あり）6番、田中茂勝君。

6番（田中茂勝君） 田中茂勝でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

今回、私たちの生活に密着した3つのテーマについて御質問いたします。

まず初めに、除雪情報提供システムの整備についてお尋ねします。

今年の1月下旬から2月上旬にかけて降り続いた雪は、観測史上記録的なものとなり、青森県内では、津軽を中心に平年の2倍を超え、青森市においては平年の3倍を超える積雪となり、市民生活に大きな影響を及ぼしました。当町でも令和8年2月2日、ひだまり公園の観測地点において、積雪が121センチに達し、さらに降雪が続くことが予想され、住民生活に支障が生ずるおそれがあることから、平内町豪雪対策本部を設置したところであります。

今後においては、農林水産業への被害や、道路沿いの倒木や枝折れ、建物などへの被害を調査し、適切な対応が急がれます。

2024年12月末から2025年1月上旬にかけても、青森県では記録的豪雪となり、落雪や除排雪における事故、リンゴの木の枝折れなど、人的、農業、生活面で大きな被害があったことは記憶に新しいところであります。これら大雪の原因について、青森地方気象台は、冬型の気圧配置が続き、上空にロシアから強い寒気が入り込んで、線状の雪雲が北東北に次々と向かってきたためと説明しています。

また、異常気象に詳しい三重大学の立花教授は、豪雪の理由を、地球温暖化の影響が色濃いと分析し、青森付近の日本海では、2024年12月から、平年より約3度も水温が高い地点があり、水蒸気が大量に発生していた。さらに、温暖化による偏西風の蛇行の影響を受け、北極の寒気が大陸側に南下して、青森県側に吹いたため、大量の水蒸気が雪雲になった。さらに教授は、温かい海水温の影響を受けているため、雪が従来より重く、倒木なども目立っているとの見解を示しております。このような異常気象による豪雪傾向は、今後も頻繁に発生することが予想されます。

除雪情報提供システムは、除雪管理者が全ての除雪車両の位置情報をリアルタイムで把握し、緊急時には最寄りの車両を発見し、指示を迅速に出すことが可能なことから、除雪が完了したエリアから未了のエリアへの応援も可能となります。

また、過去の走行履歴やこれから向かう場所の到着時刻を予想できるので、地域住民からの問合せにも即座に回答することができます。さらには、事務作業の大幅な軽減、安全確保、収益性向上、企業のコンプライアンス確保にも寄与します。

令和5年頃から、北陸地方の4県のほかにも山形県や秋田県の一部の市町村でも除雪情報提供システムを導入しております。当町でも、少子化が進むことや、高齢化により土木建設業の従事者が減少することが見込まれていることから、このようなシステムの導入を早急に採用し、作業の効率化と冬期間も生活しやすい選ばれる町にするべきと考えますが、町長の御見解を伺います。

次のテーマである猫の適正管理についてお尋ねします。

近年、全国的に飼い主のいない猫、いわゆる野良猫に関する問題が、社会的問題となっております。当町でもふん尿被害、鳴き声、敷地内への侵入、繁殖による個体数増加など、生活環境への影響を懸念する声が聞かれます。

一方で、動物愛護の観点からは、命を尊重し、地域全体で適切に管理していく姿勢も求められています。こうした中、行政として、実態を的確に把握し、町民理解の下で適切な施策を講じることが重要であると考えます。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。

1、当町に寄せられている猫に関する苦情や相談の件数及び内容の推移についてお示しください。
また、町としてどのように現状を認識しているのか伺います。

2、猫の過剰繁殖を抑制するには、不妊去勢手術が有効とされておりますが、当町における補助制度の有無、実績、または今後の導入や拡充の考えについて見解を伺います。

3、全国の自治体の中には、地域住民とボランティア団体、行政が連携し、捕獲・不妊去勢・元の場所へ戻す活動を実施している事例がございますが、当町における関係団体との連携状況と、今後の協働体制の構築についての考えをお伺いいたします。

4、飼い主の責任、適正飼養の徹底、終生飼養の原則、屋内飼育の推奨など、飼い主への啓発は重要です。町としてどのような周知啓発活動を行っているのか。

また、今後の取組についてお示しください。

最後の質問となりますが、平内町ホームページの充実についてお尋ねします。

町のホームページは、行政情報を町民へ届ける重要な媒体であるとともに、町外へ向けた平内町の顔でもあります。特に近年は、窓口足を運ぶ前にインターネットでの情報検索が当たり前の時代となっております。言わばホームページは、デジタル上の役場窓口なのであります。

しかしながら、町民の皆様からは、必要な情報にたどり着きにくい。更新が遅れているページがある。スマートフォンでは見づらいといった声も聞かれております。

そこで、以下の項目についてお伺いいたします。

1、ホームページの管理運営体制として、ホームページ全体の統括はどの部署が担当し、各課の情報更新はどのような仕組みで行われているのでしょうか。

また、掲載内容の正確性を担保するための確認体制や更新漏れを防ぐ仕組みとその整備状況を示してください。

ホームページは、行政の公式発表の場であります。誤情報や古い情報が掲載され続けることは、信頼性低下につながります。責任の所在を明確にした運営体制が必要と考えますので、町の見解をお伺いいたします。

2、掲載情報の更新基準についてでございます。

各ページについて、更新期限や定期的な見直しのルールは設けられているのでしょうか。

例えば、「町政70周年の情報」はどこにも見当たりません。トップページの「ハクチョウのまちフォトコンテスト」は第10回のもので、2年前のデータでございます。「すこやかレシピ集」は昨年2月更新の写真となっております。募集情報や、補助制度などは、期限経過後も掲載されたままとなっていないか。定期点検は行われているのかお伺いいたします。

情報の鮮度はホームページの信頼性に関わるものです。町はどのようにして情報管理を徹底しているのかお伺いいたします。

3、利用状況の把握と改善についてお伺いします。

ホームページのアクセス件数、閲覧数の多いページ、離脱の多いページなどのデータ分析はどうでしょうか。

また、その結果をレイアウトの改善やメニュー構成の見直しに反映しているのでしょうかお尋ねいたします。

利用者目線に立った改善には、客観的データに基づく検証が必要と考えます。

4点目として、防災情報発信体制であります。災害発生時、町民が最も必要とする情報は、迅速にかつ分かりやすくなければなりません。緊急情報をトップページへ即時表示できる仕組みは整備さ

れているのでしょうか。

また、夜間や休日の更新体制はどのようになっているのでしょうかお伺いいたします。

また、防災無線やSNSとの連携状況についてもお示しいただきたいと思います。

5点目として、高齢者や障害のある方への配慮、いわゆるアクセシビリティへの対応についてお伺いします。

高齢者の方から、文字が小さい、どこを押せばよいのか分かりにくいとの声もあります。文字拡大機能、音声読み上げ機能、やさしい日本語対応などは導入されているのでしょうか。

また、今後の改善計画はあるのかお示してください。

誰一人取り残さない情報提供は自治体としての責務です。デジタル化が進むからこそ、配慮が必要であると考えますが、見解をお伺いいたします。

最後になりますが、町外への情報発信についてであります。

人口減少が進む中、移住定住の促進や、観光振興は重要な政策課題であります。

町の魅力や子育て支援制度、住環境、観光資源などが、町内在住者にとって、魅力的で、分かりやすく発信されているのでしょうか。移住希望者が最初に目にするのはホームページです。特設ページの充実や、写真、動画を活用した発信強化、スマートフォンでの最適化など検討すべきと考えますが、今後のリニューアルの予定や強化策があるのかお伺いいたします。

以上、3つのテーマについて御質問しましたが、町の前向きな御答弁を期待いたしまして、壇上からの質問を終えます。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、田中茂勝議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の、除雪情報提供システムの整備についてであります。今年度、県が主体となり除排雪管理システムの試験運用を実施しているところがございます。システムはスマホタイプとロガータイプの2種類が用意されており、スマホタイプではリアルタイムで除雪車両の位置を把握することができますが、当町の除雪作業は基本的に深夜に行われることから、利用される場面は多くないと想定しております。スマホタイプは初期費用に約400万円、ランニングコストとして毎年約550万円の費用が必要となっております。

ロガータイプ（センサーを内蔵して計測結果を記録する装置）では、除雪完了後にその情報をパソコンに取り込んでインターネット上に公表するシステムとなっており、除雪車両の位置情報が公開されるのはリアルタイムではなく、除雪作業完了後になりますので、町民にはメリットはありません。ロガータイプでは、初期費用に約450万円、ランニングコストとして、毎年約200万円が必要となります。

どちらのタイプにしても、業者側での除雪作業日報等の作成はシステム化されることで作業が軽減することになりますが、役場側としては、除雪作業日報等のチェックはこれまで同様に必要となるほか、除排雪予定につきましてもシステム化されていないことから、予定箇所を役場職員が手入力しなければならず、事務作業が煩雑になってまいります。

現在の除雪出動命令を出す基準といたしましては、積雪センサーによる降雪量の監視、町職員でのパトロール、業者でのパトロール、町民からの情報提供等を勘案し、除雪業者への出動命令を出しているところであり、パトロールにつきましてもシステム化されましても、今後必要になってくる部分でございます。

これらを総合的に費用対効果も含め判断すると、現時点ではメリットが少ないことから導入する予

定はございません。

しかしながら、今後システムが改良され、利便性のよいシステムとなった場合には、経費的な部分も含め導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、第2点目、猫の適管理についての1つ目、当町における現状認識についてであります。近年、猫に関する相談は年間数件程度で推移しており、主な内容は敷地内への侵入によるふん尿被害に関するものであり、これは個別対応により一定の解決を図っており、現時点では町全体として深刻な状況にあるとは認識しておりません。しかしながら、猫は繁殖力が高い動物であることから、将来的な増加の可能性を否定するものではなく、引き続き状況の推移を注視してまいります。

次に、2つ目、繁殖抑制対策についてであります。他の自治体においては、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費用の一部補助制度が実施されているなどのことは承知しておりますが、人口規模や苦情件数、地域事情、財政状況などが異なることから、当町において直ちに同様の制度を導入するかについては慎重な判断が必要であると考えております。現時点では補助制度の創設は予定しておりませんが、今後、相談件数の増加や具体的な地域課題が顕在化した場合には、他自治体の事例を参考にしながら、必要性について検討してまいります。

次に、3つ目、地域連携の取組についてであります。猫の問題は行政のみで完結するものではなく、地域の理解と協力が不可欠であります。

当町において、現在、組織的な地域猫活動や協議体は設けておりませんが、今後、相談が増加する場合には、関係者との情報共有の在り方について検討することも必要であると認識しております。ただし、現段階で新たな枠組みを設ける状況にないものと判断しております。

次に、4つ目、飼い主責任の周知徹底についてであります。終生飼養の原則や屋内飼養の推奨など、適正飼養の徹底は基本であります。町では広報やホームページ及び窓口対応を通じ周知を行っておりますが、今後も機会を捉えて継続的な啓発に努めてまいります。（「町長、もう少し大きな声でお願いします」の声あり）はい。

最後に、今後の方向性であります。猫の問題は、生活環境の保全と動物愛護の双方の観点を踏まえ、地域の実情に即して対応すべき課題であります。現時点では、大規模な制度新設を要する状況に至っていないとの認識ではあります。今後の相談動向や社会情勢の変化を注視し、必要に応じて適切に対応してまいり所存であります。

次に、第3点目、平内町公式ホームページの充実と情報発信力強化についての1つ目、現在ホームページの管理運営体制についてであります。ホームページ全体の統括は企画政策課で行い、情報更新については各課で行っております。また、確認体制や更新漏れについても基本的には各課においてチェックを行い、最終的には各課の課長がシステム上で承認作業を行うこととなっております。

次に2つ目、掲載情報の鮮度と更新についてであります。各ページの更新期限や定期的な見直しのルールについて、一律の基準は設けておりませんが、ホームページを作成・更新するシステムで各ページの掲載期間を設定することができるため、各ページに合わせた適正な掲載期間とすることで、情報の鮮度を保つことができると考えております。

また、御指摘のトップページの写真及び画像の部分につきましては、今後、速やかにデータの修正を行ってまいります。

次に、3つ目、利用状況の把握と改善についてであります。ホームページのアクセス件数等の把握は可能となっておりますが、現在、データ分析については特段行っておりません。

次に、4つ目、防災情報の発信体制についてであります。町ホームページでは、緊急情報を閲覧

するためのリンクや防災に関する更新情報について、見つけやすい位置にデザインしております。

次に、休日や勤務時間外における更新体制についてでございますが、情報セキュリティの観点から自宅等の庁舎外から町ホームページを更新することはできません。休日や勤務時間外に気象警報発表や地震・津波等の災害が発生した場合、総務課職員が出勤して執務室に待機することとしておりますので、情報発信が必要な場合には、待機中の職員がホームページの更新作業を行い、所属長の承認を得て公表されることとなります。

また、防災行政用無線やSNSは、町ホームページと系統的に連携されておらず、町ホームページと同様の過程を経て発信することとなりますので、情報の緊急性や重要性、内容などを踏まえ、状況に応じて情報伝達手段を使い分けております。今後もこれまでと同様に防災行政用無線による情報伝達を最優先に行いながら、町ホームページやSNS等も有効活用してまいります。

次に、5つ目、高齢者・障害のある方への配慮についてであります。文字拡大機能及び音声読み上げ機能につきましては導入済みでございます。また、やさしい日本語対応機能につきましては、導入しておりませんが、今後、導入に係る費用等も検討してまいります。

次に、6つ目の移住・観光振興への活用についてであります。現在、ホームページ上に、特設ページとして移住定住ポータルサイト及び観光ポータルサイトを作成し、移住関連の各種支援制度の紹介や観光地マップ、パンフレット等を掲載しております。また、スマートフォンでも見やすいよう最適化にも対応済みでございます。

今後のリニューアルの予定につきましては、前回は3年前ということで、まだリニューアルのタイミングではないと考えておりますが、今後の強化策といたしまして、ホームページを統括する企画政策課において更新されていないページのリスアップを行い、情報を掲載している担当課へ更新・削除等、精査を呼びかけるなど、パトロール体制を強化し、さらに新採用者や希望者対象にシステムの操作研修会を行い、スキルアップを図ることでより見やすく、分かりやすいホームページになるよう努めてまいります。

以上でございます。

議 長（船橋健人君） はい、6番、田中茂勝君。

6 番（田中茂勝君） 御答弁ありがとうございました。

まず最初の、除雪情報提供システムの整備でございますが、確かに町長答弁のように、いろいろ初期投資、あるいは年間の経費がかかるわけです。私もどういふふうにして改善していったらいいのかなということも私なりに考えてみました。今、除雪に対する入札ということでやっているわけですが、その入札の経費の中には、管理費等々、様々な除雪する以外の事務経費等が含まれていると思います。このシステムの中には日報も瞬時につくれるようなプログラムも入っていると。それからその人が何時間稼働したというものも分かると。そうふうなことでいわゆる管理費、これらはいわゆる仕事の中では、これらを減ずる、あるいはシステムのほうにそれは振り分けるというふうなこともできるのではないかなということも想像しています。

それからこのシステムの運用をするに当たって、じゃあそのシステムを平内町の役場の中に置くのか、それとも除雪を請け負った、団体というか請け負った方々が団体をつくって、例えば土木協同組合とかっていうような中にそのシステムを置くとか、そういうふうなことで、そのほうにやったらすれば、初期投資だけで済むのではないかなということも考えています。こちら辺についてはどう思いますか。

議 長（船橋健人君） 三津谷地域整備課長。

地域整備課長（三津谷 博君） ただいまの御質問にお答えします。

システムの経費に係る部分、業者のほうで団体等をつくってそちらで管理してはどうかというようなお話でしたが、今、県で実証実験をやっているのは、県全体で実施していこうと、それを市町村が多数参加することで経費が下がるというような構想のものでございます。よって、小さい団体で運用してまいりますと、システム構築費、その他もろもろ、全てそこの団体で支払わないといけないということになりますので、かえって割高になってくる可能性がございます。よって、町としては、先ほど町長から答弁あったとおり、現段階では考えておりませんが、今後システムが改良されて、使いやすいものになっていくのであれば、引き続き検討してまいりたいというところでございます。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、6番、田中茂勝君。

6番（田中茂勝君） いろいろ問題もあろうかと思えますけれども、是非とも前向きに検討していただいて、住民が「今日雪降ってもまだ除雪が来ないんだな」というふうにして電話しなくてもいいように何とか、そこら辺のことをよろしく願いをいたします。

それで次に、猫の適正管理についてでございますけれども、こういう状況は深刻に捉えているんだというふうなことで、状況に応じていろいろやっていかなきゃならないというふうな御答弁だと思います。

何といっても猫は犬と違って、鳥獣保護法の中では特に首輪をつけなさいとか、予防注射をしなさいとか、そういうふうなものになっておりませんので、非常に扱いにくいといえますか、そういうふうなものだと思います。ただ、そういうふうなことがそのままにしておくという、いわゆる一番問題になっているのは、ふん尿の問題、これがもう隣の家から来た猫がうちの屋敷にうんちをしていったと、そういうふうなのが非常に多いわけですね。私も自分の家の庭で作業していたら、何が変だかなと思って見たら、それであったというふうなことで、私もあれは嫌なものだなということで、今回、話もあったんですけども、自分もそういう経験をしたもんですから、今回こういう質問をしているわけです。何とかそこら辺のこともいろいろなボランティアと組む、あるいは平内には獣医とかはいないと思いますけれども、よそのほうは獣医さんがいて、割安で去勢の処置をするということでございますので、そこら辺の組織を考えるように是非検討をお願いしたいなというふうなことであります。

最後のホームページの件でございますけれども、やっぱり私もこの質問をするに当たって、いろいろって、あんまりこう見たくないんですけども、ちょっと見てみたら、もう済んでしまった令和7年度工事発注見通一覧表とか、見通しのやつが何で今載っているのかなというふうに思ったり、様々です。この日にちが終わったやつも載っています。そごら辺をやっぱし誰かがそごを責任者がおって、それをチェックする、あるいは各課に対して、ちゃんと直しているがというふうなことを月一でもいいですから、そういうふうなことを指摘すると、そういうふうな係の人がおってもよいんではないかなというふうな気がします。

それから防災関係のことでもありますけれども、今回の大雪で弁慶内から大島の間では何本も松の木が倒れたりして通行止めになったと、うちの息子も青森に通勤しているんですけども、椿山まで来たら西回りしてきたんですね、浦田のほうを回って、椿山まで来たら、木が倒れているから通行止めだと、終わるのは明日の朝ぐらいということで、また、椿山から帰って家に着いたというふうな状況があつて、そういうふうなことなんか、倒れた段階、あるいは復旧が長引くということが分かった段階で、こういうふうなものが載せれる、こういうふうなシステムになっていけば、すばらしいんじゃないかなというふうな気がします。そういうふうなことで、いろいろ大変な部分もあろうかと思

いますけれども、何とか平内の顔であるというふうなことで、利便性を高めていっていただきたいなというふうに思いますので、これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長（船橋健人君） 以上で6番、田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は午前10時から会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時59分 散 会)

本日の会議に付した事件

- 日程第1、一般質問
- 日程第2、質 疑
- 日程第3、予算特別委員会設置
- 日程第4、議案付託

出席議員 12名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	9 番 畑 井 勝 廣君	10番 田 中 光 弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田 中 正 美君	総務課指導監 金 津 良 紀君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町民課長 千代谷 文 徳君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂 井 智 也君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 三津谷 博君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 工 藤 英 仁君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	平内消防署長 川 村 徳 仁君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	代表監査委員 逢 坂 重 良君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿	事務局副指導監 石 岡 むつき
--------------	-----------------

振鈴（午前10時00分 開 議）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前にお願いがございます。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、音の出ないように御配慮をお願いいたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。



日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、昨日の会議に引き続き一般質問を行います。

それでは、10番、田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） おはようございます。

それでは、通告の順に従いまして一般質問を行います。

第1点目は、雪害対策についてであります。

1点目の豪雪対策本部設置についてお伺いいたします。

今シーズンは、暖気日が少なく、断続的な降雪であったために、私も数年ぶりに数日間、屋根の雪下ろしを行いました。公道、特に袋小路は除雪が追いつかない工区もあり、町は、2月2日に豪雪対策本部を設置いたしました。設置に至ったのは、町内のひだまり公園観測地点で、積雪が121センチに達し、さらに降雪が続くことで、住民生活に支障を生ずるおそれがあることから、平内町豪雪対策本部設置要綱第2条の規定に基づいてとのことでした。当町も含めた対策本部設置、県内22市町村は過去最多の設置数ではないでしょうか。

そこで、次の点をお伺いいたします。

1つに、県で集約している1月29日時点の県内市町村豪雪対策本部等設置状況では、当町は、豪雪対策本部等に準じた組織の設置となっておりますが、豪雪対策連絡会議及び豪雪警戒活動本部の設置日は、並びに連絡会議設置日から対策本部設置日までの積雪量の推移をお伺いいたします。

2つ目に、平内町豪雪対策本部設置要綱第3条で、豪雪対策本部の責務として、9項目を掲げています。

第3条の中身は、1つに、積雪状況、被害状況等の情報収集及び調査に関すること。2つ目に、消防水利の確保に関すること。3つ目に、町道及び歩道の安全確保に関すること。4つ目に、高齢者等世帯の除排雪対策に関すること。5つ目に、公共施設の被害調査とその対策に関すること。6つ目、農林水産業及び商工業の被害調査とその対策に関すること。7つ目、雪害防止及び除排雪作業の安全対策に関すること。8つ目、地域ボランティアの育成支援に関すること。9つ目、その他雪害に関すること。とあります。

今シーズンの状況を鑑みて遂行している業務をお伺いいたします。

2つ目に、災害救助法についてであります。

災害救助法が適用されるまでには市町村が県へ状況報告をし、県で適用決定を判断し内閣府へ情報提供するプロセスですが、一般質問通告日の2月20日時点で、豪雪対策本部設置22市町村のうち、7市10町4村の21市町村が適用され、2月12日に国から特別交付金が交付されました。

災害救助法が適用されますと、自力で除雪が行えない世帯を対象に、屋根の雪下ろしや、出入りするための動線の確保などに、国と県で費用負担の支援があるとしております。災害救助法の適用基準のハードルは非常に高く、今回の適用結果には考えさせられる面が多々ありますが、当町が災害救助法の適用申請をしなかった理由をお伺いいたします。

3つ目に、詳細な除雪体制についてであります。

これまで、除雪車が置いていった硬い雪の処理と、玄関前までの間口除雪を必要とする方が、登録をすることにより、シルバー人材センター会員が定期的に見回り、除雪を行い、利用料は町が支出する福祉除雪制度を先進的な例を紹介しながら提案してまいりました。しかし、センターの会員の体制が不十分とのことで、残念ながら実践されておりません。私としては、会員の冬期間の仕事の掘り起こしと登録者にとっては、随時要望しなくても、定期的に除雪され一石二鳥であるとの気持ちは強いものであります。そこで、これまでも町や社会福祉協議会のほうで、ボランティアによる除雪につ

いて紹介してきていますが、次の点をお伺いいたします。

1つに、断続的な降雪の今シーズンでしたが、ボランティア団体及びそれぞれのボランティア数をお伺いいたします。

2つ目に、担当課である福祉介護課と社会福祉協議会に寄せられた要請件数と実施状況及び今後の課題についてお伺いいたします。

第2点は、公共施設についてであります。

平内町公共施設等総合管理計画にある平成29年から令和8年までの第1期個別施設計画、来年、令和9年から令和18年までの10か年の第2期個別施設計画では、小湊中学校、東平内中学校、西平内中学校の廃校により、中学校の公共建築物では、点検や診断等、維持管理、修繕、更新、耐震化の実施方針や、修繕、改築の新設、老朽化改善計画の変更の方針が変わってきます。

また、更新費の算出や費用も変わってきます。東平内中学校、小湊中学校、西平内中学校の廃校舎、体育館の解体や利活用について、同僚議員から質問がありました。令和4年9月定例会では、廃校舎の解体に対し、財政的に厳しい。12月定例会では、廃校舎、体育館の無料開放の提案に対し、安全面の確保や老朽化設備の改修工事、光熱水費や保守点検などの維持費用等に多額の経費や業務負担が予想されるので難しいとの答弁がありました。町では、1つとして、旧東栄小学校に備蓄している防災用品などを各中学校に分散する。2つ目に、新役場庁舎移転に伴う公文書や事務用品の保管を行う。3つ目に、災害発生時の避難場所として活用すること等を検討しているとのことでした。

私は、将来的に小学校の統合を見据えているのであれば、網羅して検討していくべきだと思うのであります。全国的に少子化により公立学校の廃校が相次ぎ、交流施設等などに再生させる例がある一方で、用途が決まらず、解体しようにも巨額な費用負担により困惑している自治体が多い状態にあります。

そこで、総務省は、これまでの廃校舎の活用に様々な補助制度で後押しをしてきておったのを、解体費は対象外だったのを令和7年度に地方交付税で半額ほど支援することにしました。都道府県を含む全自治体に対象とした総務省の総計では、令和7年度から11年度の5か年に計画している公共施設の解体費用の総額は7,850億円、令和元年度から5年度までの3倍近くとなっております。令和12年度以降も続くと思われれます。条件としては使わなくなった施設の解体も公共施設の適正化に向けた計画策定などを要件に支援することとし、解体後の土地の使い道が決まっていなくても対象とするとしております。

そこで、次の点をお伺いします。

1つに、令和4年12月定例会の答弁で、県内の社会福祉法人が、西平内中学校を利用したいとの話があり、令和5年4月以降に活用計画について協議することになっていると述べられましたが、その後の状況をお伺いいたします。

2つ目に、廃校舎、体育館、現役場庁舎の利活用や解体を含めた検討委員会を立ち上げるべきと思いますが、見解をお伺いいたし、壇上での質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）おはようございます。

それでは、田中光弘議員の御質問にお答えいたします。

第1点目、雪害対策についての1つ目、豪雪対策本部設置についての豪雪対策連絡会議及び豪雪警戒対策本部の設置についてであります。1月26日付で豪雪対策連絡会議を設置、2月2日には、豪雪対策本部に移行をしております。

それまでの積雪の推移につきましては、1月29日から31日までの3日間は92センチメートル、2月2日には121センチメートルに達し、その後、2月6日の時点において76センチメートルま

で減少しております。

次に、対策本部の責務として掲げている項目の遂行状況であります。今冬の豪雪状況を踏まえた町民の生命・身体及び財産を守ることを最優先に、迅速かつ総合的に対応しているところであります。遂行している業務については、気象台等の降雪予測や積雪状況の的確な把握に努めるとともに、通学路や幹線道路、公共施設周辺を優先した除排雪の実施、必要に応じて体制の強化を図っております。また、自力での除雪が困難な高齢者世帯等への支援についても福祉部門と連携して取り組んでいるほか、家屋被害や交通障害等の状況を随時把握し、必要に応じて県へ報告するとともに、防災行政無線を活用し、通行止等の情報を随時発信しております。

さらに、本部長である私と副本部長である副町長とで指示を出し、状況の変化に応じた対策を総合的に調整しながら、町民生活への影響を最小限に抑えるべく対応しているところでございます。

次に、2つ目、災害救助法を申請しなかった理由についてであります。今回の豪雪は短期間に集中した降雪により交通障害や生活に不便をもたらしました。しかしながら、2月2日に豪雪対策本部を設置した段階では、豪雪対策本部の枠の中で対応できると判断いたしまして、申請しなかったということでございます。結果として、住家の全壊・半壊といった重大な住宅被害は発生しておりませんし、人的被害も落雪によるものが2件ございましたが、いずれも軽傷でございました。また、避難所の開設を要する事態に至っておりませんでしたので、当町において、生活への影響はあったものの災害救助法適用基準である多数の者が生命または身体に危害を受けるおそれは生じていなかったというのが客観的な事実でございます。

大雪による災害救助法は、住家の屋根に積もっている雪を放置することで倒壊するおそれのある場合の雪下ろしや、玄関周りに積雪があり除去をしなければ家に入出入りすることができない場合の敷地内の除雪等について、自らの労力及び資力で行うことが困難な場合に、国の責任において応急救助を行う制度であります。したがって、自力で雪下ろし等ができる方、親族等の身内や知り合いなど、雪下ろしができる方がいる方、自らの資力で事業者等に依頼できる方などは対象とはなりません。

あくまでも日常的な除雪を行うものではなく、救助として当面の日常生活に最低限必要な場所が対象となることから、物置、倉庫等も対象とはなりません。これらを総合的に判断し、法適用の申請は行いませんでした。

近隣自治体とは、被害の内容や規模が異なっており、当町の実態に即した判断を行ったものと考えております。しかし、甘い判断ではなく、基準に基づいた冷静な判断であったと認識しているところであります。

次に、3つ目、詳細な除雪体制についてのボランティア団体名及びそれぞれの人数についてであります。今年度の状況としましては、役場職員による除雪隊として61名が登録しているほか、社会福祉協議会が2人、白鳥ホームが2人、青い森林業アカデミーの研修生とスタッフを合わせて7人の参加がございました。

次に、福祉介護課と社会福祉協議会に寄せられた要請件数と実施状況につきましては、本年2月末時点の実績は76件の相談受付でございました。各相談については、現場の積雪状況を確認し、対象要件を踏まえた上で、対応の必要性を検討し、27件の除雪支援を実施いたしました。

次に、除雪ボランティアにおける今後の課題といたしましては、ボランティアによる屋根雪下ろしへの対応については、参加者の安全面が懸念されることから、現状では実施できないこと、また、大雪時には大幅に増加する相談件数に対して十分な人員を確保することが困難となり、支援までに一定の日数を要する場合があることなどが挙げられます。こうした点につきましては、今後の除雪体制の検討課題として真摯に受け止めてまいります。

次に、第2点目の公共施設についての1つ目、旧西平内中学校の活用計画の状況についてでありま

すが、令和5年6月14日付で社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団から、福祉サービス事業所として借り受けた旨の申請があり、町は令和5年6月30日付で同事業者と町有財産貸付契約を締結しております。その後、青森県すこやか福祉事業団は、令和6年4月の開所に向けて準備を進めておりましたが、既存の設備では、同事業団が計画していた障害福祉サービスの実施に設備要件を満たすことができず、消防設備や非常用発電設備等の整備に要する費用が高額となることが判明したことから、同事業団は財源を捻出することが困難と判断し、町に対して契約の解除について申出を行い、町は令和6年9月30日をもって契約を解除いたしました。

その後、令和6年11月8日付で、株式会社寿サービスから、同施設を障害児通所支援施設として利用したい旨の申請があり、事業実施の趣旨や既存設備での事業実施が可能であること等を踏まえて、令和6年12月2日付で同社と町有財産貸付契約を締結しております。その後、株式会社寿サービスは、令和7年4月1日から児童支援事業所すまいりーを開所し、現在に至るまで障害児支援施設を運営している状況であります。

次に、2つ目、廃校舎・体育館、現役場庁舎の利活用や解体を含めた検討委員会の立ち上げについてであります。まず、これら施設の将来的な在り方につきましては、当町の重要課題だと認識しております。

現在のところ、具体的な事業計画や財源の裏づけが整っている状況にありませんが、だからこそ、今後の方向性について検討会を立ち上げ、一定の整理が必要であるとの御指摘は真摯に受け止めるものであります。

一方で、現在の当町の財政は、社会保障費の増加や各種公共インフラの維持更新など、優先すべき事業も多く、直ちに新たな検討委員会を設置し、具体的な事業化を前提とした論議を開始する段階にはないと判断しております。そのため、まずは、各施設の現状把握、維持管理費、将来必要となる概算費用などの基礎的資料を整理することが重要であると考えております。

その上で、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、議会の皆様と情報を共有し、必要に応じて外部有識者や住民の意見を伺う場の設置も含め、段階的に検討してまいりたいと考えております。

検討委員会の設置につきましては、現時点で直ちに設置するとの判断には至ってはおりませんが、基礎資料の整理が進み、一定の方向性が見えてきた段階で、改めてその必要性を議会と協議しながら判断してまいります。

以上です。

議 長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君） それでは、平内町の豪雪対策本部の設置の要綱についてお伺いいたします。

現時点での要綱は、平成30年度修正の平内町地域防災計画の中で、現在の要綱は平成27年10月1日から始まっていると。その基準というのが、積雪がおおむね70センチメートルを超えたと認められた場合が対策連絡会議を設置し、第2段階として、100センチメートルに積雪した場合に警戒対策本部に移行すると。そして第3段階として、対策本部は積雪100センチメートルを超えて、さらに降雪が予想され、住民生活に混乱を招くおそれが生じた場合等に町長が必要と認めた場合に設置するとなっておりますが、この平成27年10月1日以前の設置基準の積雪量についてお伺いいたします。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、田中総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） はい、お答えをいたします。

資料をずっと前までというわけではないんですが、平成17年のやつを見ると、そこからは、今の設置基準、70センチ、1メートルに変わりはありません。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、10番、田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君）この防災計画の中では、平成12年度から載っております。今日までに、平成12年度から25年間のうち、実に11シーズンが連絡会議を設置いたしております。うち、8回が対策本部に移行しているということでもあります。計画書の中を見ますと、平成12年度、このときも100センチだったと思いますが、平成13年の1月22日、これは小湊除雪ステーションが観測地ですが、74センチメートルで対策本部を設置しておると。またはですね、平成17年度、ここは平成18年の2月10日ですが、81センチで対策本部へ移行していると。これも、観測地は小湊除雪ステーションであります。ここはちょっと分からないんですが、平成23年度、これは平成24年1月10日に警戒対策本部を設置したと、観測地が小湊ステーション、そのときの積雪85センチ、そして1月26日にひだまり公園での積雪となっております。豪雪対策本部へ移行しました。場所はひだまり公園で測ったら積雪100センチ、その後は平成24年度以降はまた小湊除雪ステーションが観測地として記録されております。直近で言いますと、これは平成27年に改定されておりますが、平成24年度から令和元年度まではありませんでした。そして令和2年度、すみません、令和3年度ですね、対策本部が設置されたのは、昨年度、そして今回が121センチで対策本部が設置されたと。

そこで、お伺いしたいのは、この降雪量が多くなった際に、平日と、土、日曜日、これは休日ですね。の観測体制はどうなっておるかお伺いします。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）はい、お答えをいたします。

当町における雪害対策のための降雪の測量についてでございますけれども、ある程度の降雪量があつてからでございますけれども、原則として平日の開庁日に実施しております。しかも豪雪対策連絡会議や豪雪対策本部設置基準の70センチや1メートルの降雪が見込まれている場合に、総務課防災係で確認をしに行っております。そのほかにも地域整備課でもまとまった積雪があつた場合には確認をしております、互いに情報を共有をしているものでございます。

土曜日、日曜日については、通常体制では測量はしておりません。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）私は、なぜこういう質問しかしたのかというのは、やっぱり降雪が増えてまいりました。やっぱり毎日、休日かかわらずに測っていくことが必要なのではないかとということで今回質問したわけであります。

そこで、観測地の移転についてちょっとお伺いしますが、この連絡会議の設置から対策本部への移行に至るまでは、やっぱり基となるものが観測地点の積雪です。観測地点は、以前は山口地区の田園地帯、あそこは風が強くて雪が飛ばされるということで、次に、小湊の除雪ステーション、国道4号沿いの今の北星観光の浜子よりの場所ですが、あそこは国交省のものというものの、役場から遠いということで、その後ひだまり公園が観測地となったわけになっておりますが、やっぱりこれからは、観測しやすい、新役場の用地に移転してはかがかと。観測地としては前の小湊除雪ステーションから近いということもあつて、条件がまた似ておるのかなと、いうふうに思っております。もし移転するというのであるならば、すぐに観測地として決定するのではなくて、やっぱり様子を見る必要があると。1シーズン、2シーズンほど、やっぱり今のひだまり公園の観測地と並行して新しく新庁舎用地の一角の積雪を並行して見ていただいていた方がいいのではないかと。そういうことによって、もしよければ新役場庁舎の用地の一角に決定してはかがかと。

ちなみにですね、3月1日は日曜日ですが、ひだまり公園の観測地に行ったらですね、残雪

10センチほどでした。3月1日です。と同時に、新役場庁舎用地、沼館の、倍近くありました。ひだまり公園よりもちょっと多くありました。これはただ比較しただけでありますけれども、そういうふうに並行して、1シーズン、2シーズンは平行して調査して、決定してはいかがかということでありまして、その点についていかがでしょうか。

議長（船橋健人君） はい、田中総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） はい、お答えをいたします。

並行してデータを取ったということをございますけれども、ひだまり公園の今までのデータがありますので、すぐにひだまり公園はやめられないというふうには整合性がありますので、そう思っております。新しい新庁舎のところにも並行していくってということは、これから前向きに考えていきたいと思っております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 是非とも検討してください。

2番目の第3条については分かりました。

次に、災害救助法であります。

これはですね、私自身もですね、この救助法の適用ということには非常にハードルが高くて、無理だと思っていた1人であります。ところがですね、県内で対策本部を設置したのは津軽地区全19市町村もですね、災害救助法の適用となっております、当町を除いてです。これに上北郡の野辺地町、六ヶ所村、むつ市と合わせて21市町村が適用となっております。私もこれは非常にハードルが高いと思っていたわけなんです、よくどうして平内町は申請しなかったかとよく聞かれます。そこで、このたびの質問通告となった次第です。

県内で適用した第1陣が1月29日の時点で14自治体、30日に1自治体、2月2日に6自治体となっております。その際に、内閣府ではこのように述べております。大雪により放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としているとしております。このことは、被害があった、もしくは被害が生じるおそれがあることを前提と受け止めます。これの裏づけといたしまして、県のまとめで、1月29日、第1陣の時点で、これは市の分を除きますけれども、適用となった10町村の中で人的被害では、被害がなしと軽傷1名が6町村ありました。

当町で軽傷が1名となったのが県の資料で示されたのは2月5日の集約で6町村が軽傷1名、これは適用となった町村が6町村ということであります。その適用となった町村では、主として人的被害につながらないように、この屋根の雪下ろしの相談窓口を設け、それを町民に発信していると。当町でこの対策本部を設置した2月2日以降、降雪がなくて、融雪、雪が解け始めて安心しておりますが、今後もあり得ることありますので、被害防止の観点でお伺いします。

現況の屋根の雪下ろし体制についてお伺いしますが、町で屋根の雪下ろし費の、割合として2分の1、上限3万円の補助金制度の事業を始めましたが、雪下ろし作業の体制はどうなっているのかお伺いします。

議長（船橋健人君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（竹達暁教君） お答えいたします。

当町では、令和4年度より、一定の要件に該当する高齢者世帯を対象に、屋根の雪下ろしを業者に依頼した場合の費用の一部を助成しております。お尋ねの助成実績であります、制度導入当初は申請、支給の実績はございませんでした。しかし、今冬の大雪の影響もあり、今年度、町内、町外の業者各1件ずつ、2件の申請があったところです。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 今業者と申しましたけれども、本当に業者ですか。そこをちょっとお伺いしますけれども。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（竹達暁教君） お答えします。

雪下ろしを専門に扱っている業者ではなく、いわゆる工務店とか、板金業者と、大工さんと伺っております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 田中光弘君。

10番（田中光弘君） いや私も相談を受けまして、福祉介護課に電話したほうがいいやと言った一人なんですが、私は町外の業者をお願いしていると思っていたわけなんですが、地元のそういう業者、大雪がこういうふうが続いた場合に、屋根の雪下ろしの要望が強かったと。ある程度しっかりとした業者を選定するべきではないかなというふうに思っています。と申しますのはですね、適用となった町村では、相談の窓口を設けて、それを業者に紹介しているというふうに、だからそういうふうな窓口相談を設けたと、こういうふうに思っております。やはり当町もそういう体制をしっかりとつくっていただきたいというふうに思っております。

そこで、この平内町、地域防災計画で除排雪困難者の除排雪対策についてこういうふうに述べております。独り暮らしの高齢者、障害者、母子家庭等の除排雪困難者について、消防機関、消防団、ボランティア等の協力を得て屋根の雪の除排雪に万全を期するというふうに、きちっと示されております。

そこで、防災計画の面から聞きますけれども、消防団との連携は図っておるかどうかということについてお答えください。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） はい、お答えをいたします。

御指摘のとおり、防災計画のほうには、消防機関等の協力を得る旨を記載しておりました。しかしながら、現時点においては、消防機関、特に消防団による個別の除排雪支援は実施しておりません。これは消防団の本来任務が火災、災害対応であること、また、安全管理上の課題等があることによるものでございます。

よって、防災計画の記載内容と実態との整合性について問題、齟齬がありますので、今後検証を行いまして、必要に応じて見直しを検討してまいりたいと、このように考えております。よろしくお願ひします。

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 是非とも見直しの方向に努めていただきたいと思います。

次に、似たような問題ですが、詳細な除雪体制ということで、先ほどは屋根の雪下ろしに関する質問であったわけなんですが、屋根の雪以外の排雪、除雪についてお伺いしますが、先ほどボランティアについても、役場職員が61人登録していると、大したもんだと思っております。しかしながら76件の相談のうち、いろいろ検討した結果、27件の除雪支援を実施したということでもあります。

そこで、除雪支援ができなかった理由、具体的に何だったのかということをお知らせください。

（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 竹達課長。

福祉介護課長（竹達暁教君） お答えいたします。

実施に至らなかった49件のうち、除雪ボランティアでは対応していない屋根の雪下ろしに関する相談が20件ございました。その他の理由としては、対象外である課税世帯からの依頼、また、息子さんと同居している方からの要請のほか、依頼後、現場を確認いたした際に、もう、別な人に頼んで終わってしまったというケースなどがございます。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 毎年、問題となっているのは、やっぱり先ほど壇上でも述べましたけれども、除雪車が硬い雪を置いていくと、そういう雪の処理が大変だということが多いわけなんです。

そこで、各町内にバケット付きの重機とトラクターにバケットをつけているのを所有している方がおります。そういう点で、やっぱりそうした人達の協力を仰ぐと。協働のまちづくりの一環として、まず手始めに、町内連合会の役員の皆さんとその点についてお話をする機会があればいいのではないかなというふうに思っておるんですが、この点についていかがでしょうか。

議長（船橋健人君） はい、竹達課長。

福祉介護課長（竹達暁教君） お答えいたします。

毎年11月に入りますと、町内連合会の会長さんとか、松風塾高校とか、白鳥ホームの人と地域の除雪のボランティア体制について、意見交換を行っておりますので、そちらで協議したいと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 是非とも協議してください。

最後の公共施設でありますけれども、先ほどの答弁の中で、当初の青森県すこやか福祉事業団、これはもう校舎内の整備費用が高額ということで断念、しかしながらその後に、株式会社寿サービスが現在事業というか、そこを利用して行っているということですが、この株式会社の寿サービスは、この会社は校舎内の福祉事業団が断った校舎内の整備の費用が高かったというのをこの寿サービス会社というのは、その点についてはどのような受け止めを取ったのかということについてお伺いします。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） お答えをいたします。

先ほどの町長の答弁でもありましたけれども、消防設備や非常用発電設備等の整備、この非常用発電設備に関する費用が高額になるということで、以前の業者さんは辞退したということでございますけれども、今の株式会社寿サービスについては、非常用の発電設備が必要ということで少額に抑えられるということで、貸出したということでございます。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 旧校舎の耐震基準、これはもうクリアしている。それはもう、平内町の耐震改修地域計画、これも10年前なんですけど、平成28年3月現在で調べた結果、これは耐震大丈夫ですよということであったわけなので、残りの小湊中学校、東平内中学校、これに関してはすぐに解体せよというふうには申しませんが、役場庁舎です。これは耐震について改修しても無理だということで、その結果、新しい場所に移転しますよということであったわけなんですけど、もうはっきり言って利活用、ここの庁舎の利活用というのはいくらでも無理だということになると明らかであると思っておりますけれどもその点はいかがでしょう。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） お答えをいたします。

今の現役場庁舎ですけれども、旧の耐震基準、これが5強が来ると、もう倒壊するおそれがあるということでございまして、今の新しい新基準については震度7が来ても倒れないというようなことが新基準でございまして、うちの今の現庁舎は耐震化もいわゆるできない建物でございまして、利活用には向かないというふうに思っております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） そういふことでありますので、やはりこういう施設に関しては利活用するか、あとは解体するかということに対しては、先ほど検討委員会は直ちには設置はしないということでありまして、ただ、この現状を見た場合に、やはりできるだけ早くこういう処置、それから計画性を持ってやっぱり当たっていかねばいかんと、そういうふうに思っております。これはあくまでも私の所感でありますので、以上をもって質問を終わります。

議長（船橋健人君） 以上で10番、田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

続いて、1番、船橋侑雅君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）1番、船橋侑雅君。

1番（船橋侑雅君） それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今定例会の冒頭、町長の提案説明において、令和8年度当初予算編成に関する率直かつ明確な説明がありました。その中でホタテガイ養殖業の不振、人口減少や高齢化の進行による税収減、人件費や社会保障関係経費、公共施設の維持管理費の増大に加え、物価高騰や資材価格の上昇など、様々な要因が重なり、当町の行財政運営は極めて厳しい状況にあるとの説明がありました。さらに令和8年度は、当町の行財政運営の在り方を中長期的な視点で見直す極めて重要な年度であるとの認識も示されたところであります。私は、こうした状況において、決して悲観的になるのではなく、当町の現状を冷静に受け止め、知恵を出し合いながら、新たな行財政運営の在り方を模索していくことが重要であると考えています。その一助となるべく、議員としての活動に邁進してまいりたいと思います。

また、この状況を説明する責任は、町当局だけにあるものではありません。我々議会も、これまで町の施策や決定に賛同しながら調整を進めてきた一員であることから、ひとしく責任があるものと考えます。そのことをしっかりと受け止め、我々議員も町民一人一人に対し、当町の現状について丁寧で正確な説明を続けていく必要があると考えています。この積み重ねが町民の理解につながり、ひいては、当町の財政健全化に向けた取組を進めていく力になるものと考えています。厳しい財政状況の中においては、行政サービスの一つ一つについて、その必要性や在り方を改めて見直していくことが求められていると考えます。限られた財源の中で、住民生活を支えるサービスをどのように維持し、持続可能な形で提供していくかが重要な課題であります。その中でも、当町の地理的条件や、多くの集落を有する地域特性を踏まえると、住民の移動手段をどのように確保していくかは、特に重要なテーマであると考えています。こうした中で、買物や通院、通学などの移動手段をどのように確保していくかは、住民生活に直結する重要な課題であります。本日は、そうした観点から、当町の地域公共交通の在り方について伺います。

なお、デマンド型交通については、現行制度における検証の終了が予定されていると伺っておりますが、本質問は、制度の是非を問うものではなく、地域公共交通全体の在り方について議論する趣旨であります。現在、当町では、生活路線バスの運行に加え、いわゆる町民バスでございまして、町民バスは運行本数が限られているほか、路線が通っていない地域もあることから、その補完としてデマンド型交通を実施しており、それぞれ一定の役割を果たしているものと認識しております。しかしながら、デマンド型交通導入後、地域公共交通に係る町の財政負担は実質的に増加しているのではないかと受け止めています。デマンド型交通実施前である令和4年度決算における生活路線バス運行委託料は約5,310万円でありました。令和6年度決算では、生活路線バス運行委託料

約5,300万円に加え、デマンド型交通運行委託料として約1,080万円を支出しております。生活路線バス経費はほぼ横ばいで推移している一方、新たにデマンド型交通の経費が加わっている状況であります。

また、現行のデマンド型交通制度は、町内であれば、地域や輸送距離に大きな制限がなく、柔軟性の高い制度設計となっています。

一方で、生活路線バスや青い森鉄道の運行区間と重複する区間においても利用可能であることから、制度の在り方について整理が必要な部分もあるのではないかと感じています。

例えば、青森市の浅虫温泉駅から野辺地駅まで利用した場合においても、自己負担額は500円あります。同区間を青い森鉄道運賃に換算すると690円となり、自己負担額のみを比較すれば、デマンド型交通のほうが低額となります。ですが、実際の運行経費を考えれば、到底500円で賄えるものではなく、制度設計と財政負担のバランスについて検証が必要であると考えます。

以上を踏まえ、次の点について伺います。

当町の地域公共交通全体について、持続可能性の観点から、財政負担と利用実態の両面をどのように評価しているのでしょうか。

2つ目に、現行のデマンド型交通制度について、運行区域や料金体系等の見直しを含めた検証を行う考えはあるのでしょうか。

3つ目に、限られた財源の中で、生活路線バスとデマンド型交通の役割分担及び最適配分について検討する考えはあるのでしょうか。

次に、行政情報の発信手段の一つである町公式LINEの活用について伺います。

町公式LINEは、イベント情報や猿、熊の出没情報など、住民にとって有益な情報を発信しているものと認識しています。また、災害時における緊急情報の伝達手段としても活用できることから、行政情報発信の基盤として、重要な役割を担うものと考えています。LINEについては、幅広い年代に利用されており、主要なSNSの中でも、比較的多くの世代に普及している情報発信ツールであると認識しています。

また、利用者のスマートフォンに通知が直接届く仕組みであることから、住民が情報に気づきやすく、迅速な情報伝達が可能であるという特徴があります。また、町の情報を伝達する手段の一つとして、防災無線がありますが、防災無線はリアルタイムで聞くことができなければ、必要な情報に触れることができません。

一方、町公式LINEを通じた情報発信であれば、利用者が履歴を削除しない限り、後から情報を遡って確認することができるため、情報の保存という観点からも有効な手段であると考えます。

他自治体の中には、防災無線で発信した情報の全てをLINEにも投稿するという運用ルールを設けている自治体もあるようです。ただし、通知があまりにも多くなると、利用者にブロックされてしまう可能性もあるため、そのような運用については慎重な検討が必要であると考えます。

今定例会においても同僚議員より、椿山付近で松の木の枝折れに伴う通行止めに気づかず、帰宅に本来よりも長い時間を要したというお話がありました。このような緊急性が高く、住民生活に影響のある情報については、災害時のみならず、町公式LINEを活用し、町民へ速やかに発信していくことが必要ではないかと考えます。しかしながら、令和8年2月現在の登録者数は約830名にとどまっており、町民全体の1割にも満たない状況であります。災害時の情報到達率を高める観点からも、登録者数の拡大は、重要な課題であると考えます。

そこで、次の点について伺います。

1つに、町公式LINEについて、年間の登録者増加数に関する数値目標を設定しているのでしょうか。

設定していない場合は、今後、具体的な数値目標を定め、段階的な到達目標を設けて取り組む考えはあるのでしょうか。

また、将来的な目標登録率をどの程度と想定しているのでしょうか。

2つ目に、LINEは幅広い年代に利用されておりますが、特に若年層や子育て世代にとって、利用頻度が高い媒体です。災害時の情報伝達強化の観点から、各小中学校を通じて保護者へ登録案内を行うなど、ターゲットを明確にした登録勧奨を実施する考えはあるのでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、船橋侑雅議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の地域公共交通の最適化をについての1つ目、財政負担と利用実態の評価についてであります。地域公共交通事業者である下北交通株式会社及び北星交通株式会社では、ドライバーの高齢化による人材不足と人口減少による利用者の減少、さらに、燃料費などのコストの高騰により経営が厳しい状況となっており、それに伴う町民バス及びデマンド交通に係る委託料の増額によって町財政の負担も増しております。

一方、利用実態ですが、町民バスについては70歳以上の高齢者等を対象とした無償化を実施していることもあり、令和4年度以降、増加傾向にあります。また、デマンド交通も、令和6年1月から実証運行を行ってまいりましたが、制度と利便性について浸透してきたことで、徐々に伸びてきております。

このように、公共交通の利用者は微増ながら増加傾向であるものの町の財政負担が増えている現状であります。採算性のみで評価するものではなく、町民生活の基盤である地域公共交通を維持・確保することが非常に重要な責務であると認識しているため、公共交通事業者の御協力をいただきながら財政負担の抑制が可能となる交通ネットワークの再編と利用促進につながる施策を検討し続けていくことが必要であると考えております。

次に、2つ目、現行のデマンド交通の検証と3つ目の生活路線バスとデマンド交通の役割分担及び最適配分については、関連がありますので一括でお答えいたします。

まず、令和6年1月から実証運行をしておりましたデマンド交通につきまして、令和8年9月をもっていったん休止することとしており、2月6日に開催しました平内町地域公共交通会議において承認を得ております。休止に至った理由といたしましては、実証運行期間の運行状況や制度設計を検証した結果、デマンド交通利用者が限定的であり、町からの委託料に対して費用対効果が低いこと、また、公共交通不便地区の解消対策として、より効果的な運行仕様及び制度設計を改めて検討したいことなどから本格運行には移行できないと判断いたしました。

デマンド交通を一旦休止した以降におきましても、利便性の高い地域公共交通を維持・確保するため、また、公共交通不便地区への対応として、デマンド交通の制度設計を見直ししての再導入や新たな移動手段の導入を引き続き検討してまいりますので、その際は、町民バスとの役割分担等を含めたベストミックスを模索し、公共交通に係る財政負担を圧縮しながらも、コスト効率の高い施策を実行していきたいと考えております。

次に、第2点目、町公式LINEの登録者増加に向けた取組をについての1つ目、年間の登録者増加数に関する数値目標の設定につきましては、登録者数の把握は定期的に行っており、増加に向けて周知を図っているところでございますが、具体的な数値目標の設定は行っておりません。LINEを利用するためにはスマートフォンなどが必要ですが、これらを所持していない方や、持ってもLINEを利用していない方もいらっしゃいます。また、町公式LINEを登録している方は、町民の割合が大きいと思われませんが、例えば町外に住んでいる方でも、平内町に職場がある方や平内出身

の方、平内町に興味のある方など、様々な形で町にゆかりのある方の登録も一定数想定されます。以上のことから、町の人口における登録者数の割合という観点での目標設定は考えておりませんが、登録者数の増加に向け、イベント等でチラシの配布や定期的な広報ひらなひでの周知を行い、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目、各小中学校を通じた保護者への登録勧奨についてであります。町といたしましても、保護者の方に登録していただくことで、より効果的な情報発信ができると考えておりますので、今後、町教育委員会と連携しながら、保護者への登録勧奨の実施について前向きに検討してまいります。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、1番、船橋侑雅君。

1番（船橋侑雅君） ありがとうございます。

まず、1つ目の、地域公共交通全体についてどのように評価しているかという点ですけれども、町民バスの利用者も増加傾向にあること、また、デマンド交通、こちらの利用者も特定の利用者に限定しているものの、利用は増えているということを伺いました。これらのことから、現行のデマンド交通の実証実験は終了するというところでありますが、できるだけ早期に代替手段、また、最適化、これらが求められているものと考えます。その点について御見解をお伺いいたします。

議長（船橋健人君） 塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

デマンド交通につきましては、9月いっぱいでは休止となりますが、現在、デマンドを利用されている方については、10月以降、大変御不便をおかけすることになると考えておりますので、制度設計については早急に取り組まなければならないと考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 1番、船橋侑雅君。

1番（船橋侑雅君） はい、ありがとうございます。

また、早期に検討する上で、スクールバスの利活用でありますとか、町民バス路線の見直しや、新たなデマンド方式の導入、また、ライドシェアの検証など、あらゆる手段について幅広く横断的に選択肢から外すことなく検討が必要と考えます。

また、検討に当たり、できるわけがないというような発想ではなく、どうしたら最適な方法で実施できるのか、この点について深く検討を行っていただきたいと考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（船橋健人君） 塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君） お答えいたします。

今の船橋議員の御提案のとおり、いろいろな面から検討が必要だと思っております。交通政策については、大変専門的な知識や分析データが必要だと思われることから、町単独で制度設計を行うことが難しいと考えていますので、交通事業者や県の担当課、また東北運輸局などの御協力をいただきながら進めたいと考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 1番、船橋侑雅君。

1番（船橋侑雅君） ありがとうございます。

是非検討をお願いいたします。

また、先進的な取組、こういったものの実施も効果があると見込まれるものであれば、大いに賛成して進めたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、公式LINEの登録者数に関して、現状では具体的な目標数値を定めていないということがありました。私は、防災情報の発信、こういった観点から、公式LINEが非常に重要なものになり得るというふうに考えておりますけれども、現状の防災情報の発信は、防災無線に加え、町ホームページでの情報発信かと思うんですけれども、この現状で十分なものと認識しているかどうか伺わせていただけますでしょうか。

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） はい、お答えをいたします。

今の防災行政無線につきましては、ただ放送するだけでございます。それがホームページ、あるいはLINEに連携はされておられません。

ただ、来年度ですね、防災行政無線で放送した内容をですね、LINE等に文字でできるかというのをですね、業者のほうと今相談をしているところでございます。ただ、先ほど議員おっしゃったように、ブロックされてしまえばということもありますので、その辺も加えてですね、検討が必要だなというふうに思っております。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 1番、船橋侑雅君。

1番（船橋侑雅君） はい、ありがとうございます。

そうですね、先ほど答弁ありましたけれども、いたずらに全てをLINEに流せばいいというものではないと私も考えますけれども、防災時、災害時において、有効な情報発信ツールとなるのであれば、一人でも多くの町民、また、町外の人もいてもいいものと思います。公式LINEにはイベント情報、こういった情報も載せておりますので、町主催のイベント、取組に一人でも多くの人がある可能性が上がるわけですから、是非とも、例えば、いきなり5,000人を目指せとは言いませんけれども、今の倍の1,500人を目標に取り組むであるとか、やはり具体的な数値目標、これがなければなかなか前に進むものではないというふうに考えます。その点についてお伺いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（船橋健人君） はい、塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君） お答えいたします。

今のところは登録者数の設定というのは考えていないんですけれども、まず、どのぐらいの目標を持ってやらなければならないということが大変設定をする数としては難しいなあと考えておりますことから、答弁にもありましたように、登録者数の増加というのをまず目指してといたしますか、減らないように増加させていきたいと考えております。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 1番、船橋侑雅君。

1番（船橋侑雅君） そうですね、例えばちょっと話は逸れますが、職員の人事評価、こういったものも具体的な数値で目標を設定して、それに向けてどのように効果が出たか、そういった検証が基準になるものと考えます。町事業においても、是非こういった計数的な目標を持って、それに向けた取組をして、達成率はどうか、こういった事業評価は必ず必要になるものと考えております。そのため、一人でも多くの登録を促すではなく、やはり簡単なラインでも構いません。まずは1つ、基準を持って、それに向けて取り組むといった姿勢を示していただきたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（船橋健人君） 塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君） お答えいたします。

目標値を設定することは悪いことではないと考えております。どのぐらいの数字が適正であるのか

というのをちょっと今後、検討はしていきたいと思います。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 1番、船橋侑雅君。

1番（船橋侑雅君） よろしくお祈りします。

以上で終了します。

議長（船橋健人君） 以上で1番、船橋侑雅君の一般質問を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。11時22分から会議を開きます。

午前11時12分 休憩

午前11時22分 再開

議長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、5番、亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、5番、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5番（亀田弘徳君） おはようございます。亀田弘徳です。

まずは、この冬の大雪災害に関連して、事故等で亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、御家族のお心の安らかならんことを祈念申し上げます。

また、この冬の大雪による災害に関連して怪我などをされた方々、家屋をはじめ、様々なものを損われた方々へ痛み申し上げるとともに、一刻も早い回復と日常への復帰を願うものであります。

それでは、通告に従いまして一般質問に入ります。

私の今回の質問は2つのテーマとなっております。

1つは、町の基幹産業であるホタテ養殖産業の持続的発展に向けた取組をであり、もう一つは、災害時の水源確保をであります。

1つ目の町の基幹産業であるホタテ養殖産業の持続的発展に向けた取組をであります。先日3月3日のテレビでのニュース、翌4日の新聞報道で、野辺地町漁協が県産業技術センター、水産総合研究所と海洋研究開発機構及び地元自治体である野辺地町の協力を得て、稚貝となるラーバの人工採苗へ向けた試験的取組を始めたとのことであります。

陸奥湾におけるホタテ養殖作業は現状壊滅的な状況となっておりますが、再生復活へ向けた光が見えたのではないかと、大変喜ばしく思い、期待するものです。

それはそれといたしまして、今回の私のホタテ養殖に関する一般質問の最初の半分ぐらいは、この光の見える知らせにちょっと吹っ飛んでしまった感がありまして、正直、どうしたものかと思ひながらここに立っております。

本題に入ります。

平内町のホタテ養殖産業は、その水揚げ高が陸奥湾全体の半分近くを占めまして、平時には40億円から60億円ともなり、一番高いときでは100億円近くになっておりまして、町の基幹産業と言えます。産業としては、一次産業に数えられますものの、町とホタテ養殖産業の関係というのは、愛知県豊田市と豊田との関係になぞらえることができまして、我が町はホタテ養殖産業の城下町と言えます。そのホタテ養殖産業が危機的状況であることは周知のとおりであります。令和7年度夏は、陸奥湾30メートル層で、日平均水温が25度を超えた日数が過去最多となり、ホタテ養殖は壊滅的な打撃を受け、ついに北海道から稚貝を移入する運びとなりました。陸奥湾の夏の高水温はもはや恒常的なものと考えざるを得なく、この状況の下でのホタテ養殖産業の持続的発展を模索していく必要があります。その模索方について、短期、中期、長期的な展望について、町の考えをお伺いいたします。

1つ目です。夏場の高水温被害から採苗したラーバを守るための陸上養殖施設の設置、試験運用を

関係各所の協力を得て実現してはどうかというものです。

2つ目につきましては、夏の高水温が常態化し、湾内の親貝が減少することにより、採苗不振が生じることとなりますけれども、この採苗不振の常態化に備えて、種苗生産施設の設置、試験運用の実現を図ることについて、町の考えをお伺いいたします。

3つ目ですけれども、中期の目標として、種苗の生産と夏場の稚貝の保全を漁業関係者へコミットして事業化し、法人化へ漕ぎ着けてはどうかということについて、町の考えをお尋ねいたします。

4つ目です。長期の目標として、陸奥湾産ホタテの高水温耐性の獲得へ向けた取組を漁業者・県・国・研究機関など、関係者へ働きかけ、実現させることについて町の考えをお伺いいたします。

2つ目のテーマに移ります。

災害時の水源確保、令和6年能登半島地震において、水道施設の甚大な被災によって長期にわたり断水が生じておりました。

国は令和6年6月に、防災基本計画を改定いたしまして、市町村は指定避難所において、従来までの飲み水ばかりではなくて、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保も含めて、必要な措置を講じるよう努めるとしまして、同年8月には、水循環基本計画を見直し、非常時における代替水源としての地下水等の有効活用を推進することといたしました。大規模災害時に代替水源として地下水の利用は有効な手段です。平内町の地域防災計画に災害時の代替水源としての活用を位置づけ、災害用井戸の準備、整備を進めるべきと考えます。

そこで、御質問します。

1つ目です。平内町地域防災計画では、給水の項目がありまして、給水施設の応急措置として、井戸水の利用について触れられております。しかしながら、近年の国の対応を踏まえまして、災害用井戸という考えを取り入れた改正を行うべきと考えておりますが、町の考えをお伺いいたします。

2つ目です。国は災害用井戸として公共の災害用井戸と民間所有の災害用井戸に分けておりまして、民間所有の災害用井戸については、市町村登録を想定しております。災害用井戸の登録等に関する町の考えをお伺いいたします。

3つ目です。公共の災害用井戸として、地域防災計画に提示されている浄水場のうち、浅井戸、表流水を水源とするものは、災害用井戸等として活用可能と考えておりますが、その場合、夏泊半島の西側の茂浦、浦田、稲生地区や、東側の東田沢地区等が孤立した場合、災害用井戸でカバーできないこととなります。この地域に災害用井戸の整備が必要と考えておりますが、町の考えをお伺いいたします。

4つ目です。国は令和7年12月に、災害時地下水利用ガイドライン改正案を公開いたしました。この中で災害用井戸整備に活用でき得る補助制度として、災害時拠点強靱化緊急促進事業や、一時避難場所整備緊急促進事業など、災害用の井戸の整備に活用できる地方債、また、災害用井戸整備に活用できる地方債制度として、緊急防災減災事業を挙げております。国の制度を活用した災害用井戸整備について、町の考えをお尋ねいたします。

壇上からの質問は以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、亀田弘徳議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の町の基幹産業であるホタテ養殖業の持続可能的発展に向けた取組をについてであります。当町のホタテ養殖業は、議員御指摘のとおり、陸奥湾全体の水揚げの大きな割合を占める基幹産業であり、地域経済・雇用・関連産業を含む町の存立基盤を支える極めて重要な産業であります。近年の高水温の状態化、とりわけ令和7年夏における30メートル層での日平均水温25度超の日数が過去最多となったことは、産業構造そのものに影響を及ぼす深刻な事態であると認識しております。

その上で、町の考えを申し上げます。

まず、1つ目、陸上養殖施設の設置・試験運用についてであります。採苗したラーバや稚貝を、夏場の高水温から守るため一定期間陸上で管理するという考え方は、有効な対策の一つと考えております。しかしながら、整備費・維持費の規模、水温管理技術の確立、電力コストの増大、事業主体の明確化など課題も多くあります。

現時点では直ちに設置を決定する状況にはなく、国及び青森県の支援制度や研究成果の動向を見極めながら、検討課題として整理してまいります。

次に、2つ目、種苗生産施設の設置・試験運用についてであります。高水温が常態化し、湾内の親貝が減少することで、採苗不振が続く可能性については強い危機感を持っております。人工的に種苗を生産する施設整備は、安定供給という観点から重要な選択肢ですが、技術確立までの時間、継続的な運営コスト、漁業者との役割分担、経営採算性を慎重に整理する必要があります。

こちらも1つ目の質問と同様に、国・県の動向を踏まえ、判断してまいります。

次に、3つ目、事業化・法人化についてであります。種苗の生産や夏場の稚貝保全を体系化し、事業として確立させ法人化を目指すという方向性は、経営基盤強化の観点から一つの選択肢であります。

しかし、主体はあくまで漁業者・漁協であること、投資のリスクを踏まえ、安定的な収益モデルの確立が前提となります。

町は支援の立場として、実現可能性が整理された段階で協議してまいります。

次に4つ目、高水温耐性の獲得についてであります。高水温体制の獲得とは、暑さに強いホタテを育てていくことを意味します。これは一度で完成するものではなく、何年もかけて少しずつ強い性質を積み重ねていく取組となります。この分野は高度な研究が必要であり、現在、青森県水産総合研究所などが研究を進めております。

町としては、漁業者の意向意見を集約し、県・国への要望を行い、研究機関との連携を強めることで、長期的な体質強化に取り組んでまいります。

いずれにいたしましても拙速な結論を出すことなく、科学的根拠と財政的裏づけを踏まえながら、国・県・漁協・研究機関と足並みを揃え、当町ホタテ養殖業の持続的発展に向け取り組んでまいります。

次に、第2点目、災害時の水源確保についてであります。災害用井戸につきましては、平成7年に発生した阪神・淡路大震災以降、その必要性が見直され、以降の東日本大震災及び能登半島地震では重要性が再認識されているところでございます。

まず、1つ目、平内町地域防災計画に災害用井戸取組という考えを取り入れた改正を行うべきについてであります。平内町地域防災計画では、災害時に井戸等を利用し、飲料水を確保する旨が記載されておりますが、災害用井戸との区別については記載がございません。災害時には、まず町所有浄水施設や浅井戸等から取水・浄水し、飲料水として供給することを想定しているところでございます。地域防災計画に災害用井戸として表記するためには、町所有の浅井戸等のみならず、民間所有の井戸の把握及び利用承諾の取り付け、湧水箇所の把握から始まり、継続的な水質調査やメンテナンスが必要となってまいります。これらの体制を早急に整えることは困難であることから、現時点では災害用井戸を取り入れることは考えておりません。

次に、2つ目、民間所有の災害用井戸の登録についてであります。1つ目に回答したとおり、災害用井戸に関する体制づくりがまだできていないことから、今後、必要に応じて対処してまいりたいと考えております。

次に、3つ目、夏泊半島西側及び東田沢地区が孤立した場合のための災害用井戸の整備についてで

ございますが、議員御指摘のとおり、当該箇所には町所有の取水施設及び浅井戸等がない地区となっております。災害用井戸の整備については、財政的な制約もあり、早急な整備は難しい状況でございます。もし、災害により水が供給できない場合は町所有の給水タンク等を稼働させ対応してまいりる考えでございます。

次に、4つ目、国の制度を活用した災害井戸整備についてであります。災害時拠点強靱化促進事業や一時避難場所整備緊急促進事業、さらには緊急防災・減災事業債など、国においては防災・減災を後押しする各種財政支援制度が設けられており、災害用井戸の新規整備についても制度趣旨の対象となり得ることになっております。しかしながら、井戸整備に伴う水質管理体制の確保や維持管理の経費、将来的な更新費用などを含めた総合的な財政負担を慎重に検討する必要があります。地方債を活用する場合であっても、償還は将来世代の負担となることから、事業効果や優先順位を十分見極めることが重要であります。このような観点から、現時点においては、これらの補助制度や地方債を活用して災害用井戸の整備を進める考えはございませんが、国の制度動向や他自治体の活用事例等を注視しつつ、当町にとって最も効果的かつ持続可能な防災対策について検討してまいります。

以上でございます。

議 長（船橋健人君） 5番、亀田弘徳君。

5 番（亀田弘徳君） まず、最初のホタテ養殖産業の1番目ということで、私、冒頭でやりましたとおり、3月4日の新聞報道では、野辺地漁協さんで取組が始まったということで、ただ、ラーバとか採って実際に海に戻すときに、昨年度、令和7年度の夏の高水温で結局全滅しているの、今回も野辺地漁協さん、ラーバを採ります。海に戻します。そのときに夏になっていた場合、やっぱり高水温で、せっかく薬品、ホルモン注射とかして、卵を産ませて放精させて、受精させて、陸上でラーバを確保できるような体制をつくったとしても、戻した後の夏の高水温でかなりダメージを受けてしまう。それを避けるにはやっぱり陸上のほうに1回夏の間だけ逃がしておく必要があって、それはラーバから稚貝になるまでの間であれば、まだすごく小さいですので、必要な施設の水槽の容量とかも数に対しての必要な水槽の容量というの、少なくとも済むので、これを何とか町が国とか県に働きかけて、試験的な施設整備でいいので進めていただきたいなと思って質問させていただいたんですけれども、ちょっとそのリスク面ですとか、コストがかかるということではありました。

ただ、実際の現場にいらっしゃる漁業者の方はもうすごい悲鳴のような声が私のところに届いておりまして、それを考えますと、国からもっとたくさん助成とか、試験事業でやるので、かなりたくさん国のほうで持ってくださいというような働きかけで実現していただきたいんですが、そのあたりについては国とかに働きかけていただきたいという点についてはどうでしょうか。

議 長（船橋健人君） 畑井水産商工観光課長。

水産商工観光課長（畑井幸治君） 御質問にお答えいたします。

今の議員御指摘は、国のほうへの要望というふうなことですけれども、国のほうにも県も含めて要望はしているところでございます。

それから、今、県のほうでは、陸奥湾のホタテの再生に向けたあり方検討会というふうなものを立ち上げております。そういった中で、やはり今議員の御質問にあった陸上養殖であったり、採苗施設であったりというふうなところはこれから議論になるものかなというふうな考えておりますので、それを含めて今後どういうふうな対策を講ずるのかというふうなところになると思います。

ただ、やはり平内だけがこういう活動をするのではなく、やはり陸奥湾全体でというふうなところで考えていかなければいけないのかなというふうな思っております。なかなかやはり町単独ですと限界があると思いますので、今こういった状況をどういうふうにして再生に結びつけていくかというふうなところは今後県全体を含めて陸奥湾と市町村、漁協含めて考えていくというふうな感じになると

思っておりました。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

5 番（亀田弘徳君） 町単独では動けないということではあるんですけども、まず、あり方検討会というのが、これも新聞で2月27日の新聞で、26日に初会合があったというような話がありまして、これは後でホタテの高水温対策委員会とかでも多分お話をいただけたと思うんですけども、まず、国とか県に、町だけでやるんでなくて、もっとお金を出してほしいということをもっと強く、現場の泣きそうな漁業者の方々を連れて行って訴えかける必要があると思います。

水産庁のほうで令和3年度に養殖産業化行動計画策定事業ということで、養殖業成長産業化行動計画のホタテガイ編というのをを出しております、その後の行動計画で、地方公共団体研究機関の課題として近年の海洋環境の変化、海水温の上昇等に対応するために、高水温耐性を有するホタテガイ人工種苗の生産に向けて、国の研究機関との連携の下、採苗、育種等の研究技術開発を進めるというのをその計画の中に国が盛り込んでおりますので、こういうのを国がちゃんと出しているんだから、ちゃんと手伝って、お金を出してくださいということを訴えてもいいのではないかなと思っております。

また、同じこの計画の中で、国のほうとしても地方公共団体、研究機関との連携でいろいろとやるようにということになっておりますので、こういうのを出しているんだから、根拠あるでしょうということで、お金を出していただきたい。そのように、出すように訴えかけていただければ、もうちょっと道は開けるのではないかなと思っております。

2つ目に移ります。

これも多分同じような御返答になるかとは思いますが、やっぱりラーバを守るための陸上、親貝が今度は減少して採れなくなると、この採苗不振の状態化に備えて、今野辺地町漁協さんで始めたようなことを実際に平内町のほうでも様子を見ながらやっていくべきではないか、要するに平内町のやっているその割合というのが非常に大きいわけですから、野辺地町さんだけではなくて平内町でもやるべきではないかなと思っております。これも例えば町単独でやるのであれば、ちょっと必要な労力がかかり過ぎるので、同じく国や県に訴えるばかりでなくて、これは県ばかりじゃなくて、隣の岩手県の協力も得られるんじゃないかなと思っております。

と言いますのは、岩手県のほうのホタテ養殖って、三陸海岸のほうでやっているんですけども、あそこの採苗したラーバというのは、現地の湾内で採れているラーバも当然あるんですけども、2つ大きい柱のラーバがあって、陸奥湾の湾から流れ出したやつがあそこまで届いているという、そのラーバが採れていて使っているということがあって、噴火湾からも流れたやつが届いているんですが、陸奥湾産のほうが高水温に耐えられるラーバであるということで、岩手県のほうでは早めに採れたやつが陸奥湾産が割合が多いということで、早めに採れたラーバのほうを使って、岩手の高水温に対応したホタテガイの養殖に取り組んでくださいというような情報がありますので、岩手県のほうにも働きかけて、そっちもお金を出してくださいということで、この2つ目のお話を持っていただきたいんですが、どうでしょうか。

議 長（船橋健人君） 畑井課長。

水産商工観光課長（畑井幸治君） お答えいたします。

同じ回答になるんですけども、やはりそれはあり方検討会の中で今やはり議論しているところがございます。そういった中でやはり国にお願いするべきところとか、あとやはり行政ができるところ、漁業者ができるところ、こういったところをやはり明確化しないと全てが行政で賄えるというふうには考えてはございません。そういったところも含めて今後のあり方検討会の中で議論になるものと

考えております。

以上です。

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

5 番（亀田弘徳君） そのあり方検討会に是非私の意見もちょっと盛り込んでお話しただければと思います。

3つ目に移ります。

中期の目標で事業化と法人化なんですけれども、将来的には結局この陸奥湾の高水温状態が常態化していれば、これがこのラーバを産ませて、それを種苗にして、それを陸奥湾に戻す、そのときにその今回北海道から移入することになったときに、稚貝というか、小さい貝を1枚5円とかという値段で持ってきてというようなお話を伺いますので、事業化というのは十分採算性が取れるんじゃないかなと思っています。これをよその自治体や企業、町外の企業とかが事業化して、法人化して、採算を取る前に、町内でそうした事業化ができるように、平内町漁協のほうと協力してやっていきたいなと思っての質問であります。何にせよそのアメリカのゴールドラッシュのときに、一番儲かったのはつるはしを売った業者、農業においては、種苗を売っている会社が、実際に農業をしていないけれども、種を売っている、苗を売っている会社のほうが取れるリスクは少ないけれども、得られる利益が大きいのことがありますので、これも同じく上流にある種苗生産とそれを売るという事業化のやつは上流にあるものなので、同じように一旦その事業化のめどがつけば、採算性が十分取れるし、リスクというの、ある程度少なく、低く抑えられるものだと思っていますので、これは早めに漁協さんや湾内のほかの関係者に働きかけて、平内に持ってこれるように努めていただきたいと思います、どうでしょうか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、畑井課長。

水産商工観光課長（畑井幸治君） 御質問にお答えいたします。

今、議員の御指摘のとおりこの意見を踏まえて、その辺についても漁協なり、あり方検討会のほうでもお話しさせていただければと思います。

以上です。

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

5 番（亀田弘徳君） 四つ目ですね。

これ、今までのやつをずっとやっていく後ろのほうでずっと続けていって、長期的に実現してほしい高水温耐性の獲得したホタテをつくり出すということに対してなんですけれども、実は2025年に、日本水産学会で発表がありまして、ホタテガイの温度耐性の遺伝子が特定されたという発表があります。そのほかに実際にその遺伝子がどういうふうに動いているのか、その解析を行って、ホタテガイの高温耐性メカニズムの解明とかがなされているという情報があります。全くめどもつかないものであれば私も夢のような雲をつかむような話だなということにはなるんですが、今年の段階で、ここまで研究者の方々が成果を出してこられておりますので、国の行動計画、先ほど述べた水産庁の行動計画の中でも、研究機関を含んだ国は、地方公共団体やその他の研究機関と連携の下、環境ストレス耐性、この場合は高水温ですけれども、有するホタテガイ人工種苗の生産に向けて、研究、技術の開発を進めるものとしておりますので、やっぱりこれを根拠にして、町のほうから関係団体に働きかけて、これを進めるよう強く訴えていただきたいと思います。

ちなみにこのホタテ養殖で高温耐性の遺伝子とかを特定している研究グループというのが公益財団法人の東洋食品研究所の方々がこれを一生懸命やっておられますので、声をかけて話が進むように努めていただきたいと思います。どうでしょうか。

議 長（船橋健人君） はい、畑井課長。

水産商工観光課長（畑井幸治君）お答えいたします。

今のお話をもって、こちらのほうも検討してまいりたいと思います。

以上です。

議 長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。

5 番（亀田弘徳君）ありがとうございます。それではそのような形にして何とか、陸奥湾のどうか、町の基幹産業のホタテ養殖産業をどうにか生き延びさせて、復活、再生させていただきたいなと思います。

それでは2つ目のテーマの災害時の水源確保ということでもあります。

地域防災計画は国の体制というか、計画の策定の前にやっていたものですので、災害井戸という観点がなくて、これをちょっとまず計画に組み入れてほしいなということです。この災害用井戸というのは、私の浅い理解だと該当する例えば町で言えば浅井戸とか、表流水を飲料水に使っているその取水施設のところを、計画を入れるときに登録してしまえば、それでまず災害用井戸という形で認めてもらえるのではないかなと思っております。その点についてはどうでしょうか。

議 長（船橋健人君）三津谷地域整備課長。

地域整備課長（三津谷 博君）ただいまの質問にお答えします。

災害用井戸に関しましては、先ほど議員からあったとおり、町の防災計画には区別なく記載はしてしておりません。先ほど町長からの答弁あったとおり、現段階ではなかなか整備について進んでおりませんので、すぐに対応することは難しいと思っております。そこで、実際やった場合はどうするかというところがございますが、まずは現有施設、町の浅井戸等を活用して、何とか対応してまいるところです。登録に関しては、まだもうちょっと先の話になると思います。

以上です。

議 長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。

5 番（亀田弘徳君）これはいけるかどうか分からないんですけども、災害用井戸だというふうの設定を設ければ私、4つ目のほうにも言っているんですけども、いろいろな補助制度を使えるようになるのではないかなと思ひまして、お話をさせていただきました。もし、認定が取れるような形になるのであれば、ちょっと進めていただければなと思います。

この中の最後で、カバーできていない、東田沢地区ですとか、半島西岸の茂浦、浦田、稲生地区ですとかに対しては、給水車で対応を行うということではあるんですけども、一応国のほうで、最終的に水道の断水がすぐ直ればいいんですけども、直らなかつたときは、入浴や洗濯などの生活必用水の確保も、やってくださいというふうには計画が見直されておりますので、そのあたり地域防災計画なり、何なりにうまくこの地区、災害用井戸を整備できなくても、こういうふうにしてカバーしますということを計画に盛り込んでいただきたいんですが、そこはどうでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）お答えをいたします。

地域防災計画の見直し、具体的な時期、今現時点でいつ見直すかということをお願いすることは困難でございますけれども、この計画の見直しや、予算編成作業の中で、整理をしたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（船橋健人君）亀田弘徳君。

5 番（亀田弘徳君）地域防災計画の見直しと災害用井戸の整備、あるいはそれをカバーする方策について検討していただけるということですので、なるだけ速やかに実効性のある計画に見直しをいた

だけるようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議 長（船橋健人君）以上で5番、亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

これをもって一般質問を終わります。

◇

日程第2、質 疑

議 長（船橋健人君）日程第2、「議案第2号」から「議案第9号」まで、「報告第4号」及び「議案第10号」から「議案第31号」までの以上31件を議題とし、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

◇

日程第3、予算特別委員会設置

議 長（船橋健人君）日程第3、「予算特別委員会の設置」を議題とします。

お諮りします。「議案第2号」から「議案第9号」までの各案件は、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、「議案第2号」から「議案第9号」までの以上8件については、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することに決定しました。

◇

日程第4 議案付託

議 長（船橋健人君）日程第4、「議案の付託」を行います。

お諮りします。「議案第2号」から「議案第16号」まで及び「報告第4号」の各案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算特別委員会及び各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件は、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日7日及び8日は、町の休日のため休会であります。

お諮りします。来る3月9日及び11日は予算特別委員会開会のため、10日は議案熟考のため、また、12日は各常任委員会開会のため、休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、3月9日から12日までの4日間は休会となります。

来る3月13日は午前10時から会議を開きます。

なお、予算特別委員会は3月9日午前10時より議場に招集します。

本日はこれにて散会します。

どうも御苦労さまでした。

（午前11時58分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、 予算特別委員会報告
- 日程第 2、 総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 3、 議案第17号 平内町の議会の議員の選挙ポスター掲示場に関する条例案
- 日程第 4、 議案第18号 平内町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案
- 日程第 5、 議案第19号 平内町県営土地改良事業費分担金等徴収条例案
- 日程第 6、 議案第20号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7、 議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8、 議案第22号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9、 議案第23号 平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第10、 議案第24号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案
- 日程第11、 議案第25号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 日程第12、 議案第26号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第13、 議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第14、 議案第28号 工事の請負契約について〔平内町防災備蓄倉庫建設工事〕
- 日程第15、 議案第29号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について
- 日程第16、 議案第30号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について
- 日程第17、 議案第31号 平内町道路線の認定について
- 追加日程第1、 亀田弘徳君の議員辞職の件
- 日程第18、 各常任委員の選任
- 日程第19、 議会運営委員の選任
- 日程第20、 発議第 1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案
- 日程第21、 議員派遣の件
（町長挨拶）
- 閉会

出席議員 12名

議 長	船 橋 健 人君	副議長	木 村 良 一君	1 番	船 橋 侑 雅君
2 番	荒 内 護君	3 番	内 海 伸君	4 番	田 中 大君
5 番	亀 田 弘 徳君	6 番	田 中 茂 勝君	7 番	太 田 満 則君
8 番	倉 内 清 一君	9 番	畑 井 勝 廣君	10番	田 中 光 弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田 中 正 美君	総務課指導監 金 津 良 紀君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 千代谷 文 徳君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂 井 智 也君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 三津谷 博君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 工 藤 英 仁君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	平内消防署長 川 村 徳 仁君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	代表監査委員 逢 坂 重 良君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿 事務局副指導監 石 岡 むつき

振鈴（午前10時00分 開 会）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前にお願いがございます。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、音の出ないように御配慮をお願いいたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第4号により進めます。



日程第1、予算特別委員会報告

議 長（船橋健人君）日程第1、「予算特別委員会から議案審査の報告書」が提出されました。

会議規則第37条の規定により、「議案第2号」から「議案第9号」までの8件を一括して議題といたします。予算特別委員長の報告を求めます。（「はい、9番」の声あり）はい、9番、畑井勝廣君。

予算特別委員会委員長（畑井勝廣君）予算特別委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第2号 令和8年度平内町一般会計予算案」、「議案第3号 令和8年度平内町国民健康保険特別会計予算案」、「議案第4号 令和8年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」、「議案第5号 令和8年度平内町水道事業会計予算案」、「議案第6号 令和8年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」、「議案第7号 令和8年度平内町下水道事業会計予算案」、「議案第8号 令和8年度平内町介護保険特別会計予算案」、「議案第9号 令和8年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」以上8件について、3月9日、11日、審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議 長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。はい、10番、田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君）「議案第2号 令和8年度平内町一般会計補正予算案」の反対討論を行います。町長の提出議案説明で述べられた意思と決意の表明を重く受け止めるものであります。

令和8年度の当初予算編成において、中期的な視点で見直す重要な年度、との位置づけに固い意思が伝わりました。

しかし、私は、町単独補助金の一律20パーセント削減は、検証しての措置であったのか。ここに異議を唱えるものであります。

社会環境変化による物価高騰化による経費の増加や、役場新庁舎建設の財源として建設1年目からのリースによる年1億7,500万円ずつの20年払いは、財政において重くのしかかります。

一方、基金対応予定経費としての関連事業費の予算積みが多々あります。一連の経費の見直しとしての町単独補助金は、運営費補助金と事業費補助金とに分けられます。町の捉え方に対し、私の認識に相違があるかもしれませんが、令和8年度当初予算書では、補助件数102件のうち、長年予算、決算額が同額であった42件が一律20パーセント削減となっています。内訳として、総務費で補助18件のうち、20パーセントの削減が6件、民生費9件のうち5件、衛生費9件のうち2件、農林水産業費24件のうち7件、商工費13件のうち11件、教育費29件のうち11件であり、町内連合会、平内町観光協会、スポーツ協会、町文化団体等の運営団体も該当しております。

削減額502万2,000円は、当初予算総額の0.6パーセントであり、微小な割合に過ぎません。しかし、交付団体にとっては、率直に納得できるとは言い難いでしょう。

町長の多角的に継承していきたいとの決意は理解しますが、私の異議として、補助金の見直しに関する方針を打ち出し、基本的な考え方を示しつつ、候補団体との対話を重視すべきであります。いきなりの削減一律20パーセントは、機械的な手法ではないでしょうか。

あわせて、平内町町内会等運営助成金事業費が計上されなかったことに対し、反対いたします。

以上、反対討論といたします。

議長（船橋健人君）次に、本案に賛成の方の発言を許します。（「はい、議長」の声あり）5番、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5番（亀田弘徳君）私は、本案について賛成の立場から討論させていただきます。

定例会初日に提出議案についての町長説明がありました。その中で、町長は我が町の財政状況を取り巻く環境の厳しさを語り、令和8年度当初予算編成において、公平性を確保しながら持続可能な財政運営を行うために、町から支出される単独の補助金については聖域を設けず、一律20パーセント削減を行った旨語られました。また、継続事業についても厳しく査定を行ったとのことで、予算委員会の審議の中で、我々はその業績を見ております。

一方で、急ぎ必要とされる新規事業は、予算を確保して実行することとしておりまして、例えばナラ枯れ防除事業は、これまで県が対策を講じていたものから、補助事業として要請を受けて、新規事業として行うことになったものです。我が町もナラ枯れが拡大の一途をたどっており、厳しい財政とはいえ、対策は喫緊の課題でありました。事業計画書の参考欄に当初予算で示している上記施設以外のナラ枯れ防除は実施しないが情勢に応じて臨機応変に対応するとの記述は、財政が厳しくとも必要とあれば対応を実行したいと苦渋が見える思いです。

また、町長は、議案説明の中で、国や県の補助制度の積極的な活用、事業手法の見直しなどに触れ、町民サービスの質の維持、向上につなげるとしております。それがうかがえるのは、令和7年度補正

予算との絡みであります。令和7年度に予定していた道路改良工事について、有利な起債が活用できるとのことで、令和7年度で執行取りやめ、令和8年度に予算措置を行っております。

令和8年度当初予算案は、町の行財政運営の在り方を中長期的視点で見直す極めて重要なものとの位置づけであります。示された予算案の端々に、中長期的視点での見直しの意思を感じます。苦しみながらも縫い合わされ、編成された予算案であり、町の持続的発展を願うものであることは、予算委員会で審査をして強く感じるところであります。

よって、本案について賛成いたします。

議長（船橋健人君）ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）それでは、討論を終わります。

最初に、「議案第2号 令和8年度平内町一般会計予算案」を採決いたします。

この採決は起立で行います。

お諮りします。「議案第2号」は、委員長報告は「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方は御起立を願います。

（起立者：1番 船橋侑雅君、2番 荒内 護君、3番 内海 伸君、4番 田中 大君、
5番 亀田弘徳君、6番 田中茂勝君、7番 太田満則君、8番 倉内清一君、
9番 畑井勝廣君、11番 木村良一君）

議長（船橋健人君）起立多数です。着席願います。

したがって、「議案第2号」は「可決」されました。

続きまして、「議案第3号」から「議案第9号」までの7件を一括して採決します。

お諮りします。「議案第3号」から「議案第9号」までの7件は、委員長報告はいずれも「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、「議案第3号」から「議案第9号」までの7件は、委員長報告のとおり「可決」されました。



日程第2、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議長（船橋健人君）日程第2、総務福祉・経済文教の各常任委員会から議案の審査報告書が提出されました。会議規則第37条の規定により「報告第4号」及び「議案第10号」から「議案第16号」までの以上8件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長、6番」の声あり）はい、田中茂勝君。

総務福祉常任委員会委員長（田中茂勝君）総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕のうち所管分」、「議案第10号 令和7年平内町一般会計補正予算案のうち所管部分」、「議案第11号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第15号 令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第16号 令和7年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」以上5件について、3月12日、審査会を開き、慎重審査の結果、報告については「承認すべきもの」、議案については、いずれも「可決すべきもの」

の」と決定しましたので、御報告いたします。

議長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）5番、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

経済文教常任委員会委員長（亀田弘徳君） 経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕のうち所管部分」、「議案第10号 令和7年度平内町一般会計補正予算案のうち所管部分」、「議案第12号 令和7年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第13号 令和7年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第14号 令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案」以上5件について、3月12日、審査会を開き、慎重審査の結果、報告については「承認すべきもの」、議案については、いずれも「可決すべきもの」と決定いたしましたので、御報告申し上げます。

議長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 討論なしと認めます。

これより、「報告第4号」及び「議案第10号」から「議案第16号」までの以上8件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、報告は「承認すべきもの」、議案はいずれも「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、「報告第4号」及び「議案第10号」から「議案第16号」までの各案件は、報告は「承認」、議案は「可決」と決定しました。



日程第3、議案第17号 平内町の議会の議員の選挙ポスター掲示場に関する条例案

議長（船橋健人君） 日程第3、「議案第17号 平内町の議会の議員の選挙ポスター掲示場に関する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）（「議案第17号」について説明した）

議長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第17号 平内町の議会の議員の選挙ポスター掲示場に関する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、「議案第17号」は「可決」されました。



日程第4、議案第18号 平内町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案

議 長（船橋健人君）日程第4、「議案第18号 平内町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）福祉介護課長。

福祉介護課長（竹達暁教君）（「議案第18号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第18号 平内町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第18号」は「可決」されました。



日程第5、議案第19号 平内町県営土地改良事業費分担金等徴収条例案

議 長（船橋健人君）日程第5、「議案第19号 平内町県営土地改良事業費分担金等徴収条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、農政課長。

農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）（「議案第19号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第19号 平内町県営土地改良事業費分担金等徴収条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第19号」は「可決」されました。



日程第6、議案第20号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第6、「議案第20号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）（「議案第20号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第20号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第20号」は「可決」されました。



日程第7、議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第7、「議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（小林正人君）（「議案第21号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第21号」は「可決」されました。



日程第8、議案第22号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第8、「議案第22号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）（「議案第22号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第22号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって「議案第22号」は「可決」されました。



日程第9、議案第23号 平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議長(船橋健人君) 日程第9、「議案第23号 平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) 福祉介護課長。

福祉介護課長(竹達暁教君) (「議案第23号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第23号 平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって「議案第23号」は「可決」されました。



日程第10、議案第24号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案

議長(船橋健人君) 日程第10、「議案第24号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、地域整備課長。

地域整備課長(三津谷 博君) (「議案第24号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第24号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって「議案第24号」は「可決」されました。



日程第11、議案第25号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第11、「議案第25号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、地域整備課長。

地域整備課長（三津谷 博君）（「議案第25号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第25号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第25号」は「可決」されました。



日程第12、議案第26号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について

議長（船橋健人君）日程第12、「議案第26号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、企画政策課長。

企画政策課長（塩越信子君）（「議案第26号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。（「はい」の声あり）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）ただいまの説明で計画の変更もあり得るということであります。

ところで、この3月策定ということで、この27ページの交通手段の確保の対策で、デマンド交通の維持管理、活用ですね。それと30ページの計画の中の中段、デマンド型交通委託事業ということに記載されておりますが、今回の定例会の一般質問並びに予算特別委員会で、9月いっぱいまで停止というふうな説明がありましたが、からいけば、この文面との整合性というのはどういうことでしょうか。どうなるでしょうか。

議長（船橋健人君）はい、塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君）ただいまの御質問にお答えいたします。

デマンド交通についてですが、今現在、実施しているものについて広く載せる必要があることから、9月末をもって終了予定ではございますが、掲載することにいたしました。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）これは5か年計画ということですが、記載しておりますけれども、途中で削除なり、そういう変更をするということによろしいですか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君）お答えいたします。

お見込みのとおりでございます。今後、交通に関する変更等、その他の事業についても変更があった場合は、その都度変更してまいりますのでよろしくお願いたします。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）何分、今年度から5か年の計画という中での、始まって半年で状況が変わるといふことでありましたので、今質問した次第です。

以上。

議長（船橋健人君）そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑を終結します。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第26号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第26号」は「可決」されました。



日程第13、議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議長（船橋健人君）日程第13、「議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、企画政策課長。

企画政策課長（塩越信子君）（「議案第27号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第27号」は「可決」されました。



日程第14、議案第28号 工事の請負契約について〔平内町防災備蓄倉庫建設工事〕

議長（船橋健人君）日程第14、「議案第28号 工事の請負契約について〔平内町防災備蓄倉庫建設工事〕」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、地域整備課長。

地域整備課長（三津谷 博君）（「議案第28号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第28号 工事の請負契約について〔平内町防災備蓄倉庫建設工事〕」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第28号」は「可決」されました。



日程第15、議案第29号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について

議長（船橋健人君）日程第15、「議案第29号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、地域整備課長。

地域整備課長（三津谷 博君）（「議案第29号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第29号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第29号」は「可決」されました。



日程第16、議案第30号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について

議長（船橋健人君）日程第16、「議案第30号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、地域整備課長。

地域整備課長（三津谷 博君）（「議案第30号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第30号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第30号」は「可決」されました。



日程第17、議案第31号 平内町道路線の認定について

議長（船橋健人君）日程第17、「議案第31号 平内町道路線の認定について」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、地域整備課長。
地域整備課長（三津谷 博君）（「議案第31号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。
（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。
（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第31号 平内町道路線の認定について」は「可決」することに、御異議ありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第31号」は「可決」されました。

ここで暫時休憩したいと思います。会議は11時10分から再開いたします。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほど、亀田弘徳君から「議員辞職願」が提出されました。

お諮りします。「亀田弘徳君の議員辞職の件」を日程に追加し、「追加日程第1」として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに、御異議ありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、「亀田弘徳君の議員辞職の件」を日程に追加し、「追加日程第1」として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。



追加日程第1、亀田弘徳君の議員辞職の件

議長（船橋健人君）追加日程第1、「亀田弘徳君の議員辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、亀田弘徳君の退場を求めます。

（5番、亀田弘徳君 退場）

議長（船橋健人君）それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（船橋 寿）それでは、朗読いたします。

令和8年3月13日。

平内町議会議長 船橋健人殿。

平内町議会議員 亀田弘徳。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、令和8年3月31日付をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上で朗読を終わります。

議長（船橋健人君）お諮りします。「亀田弘徳君の議員辞職」を「許可」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、「亀田弘徳君の議員辞職」を「許可」することに決定しました。

亀田弘徳君の入場を許可します。

（5番、亀田弘徳君 入場）



日程第18、各常任委員の選任

議長（船橋健人君）それでは、日程第18、「各常任委員の選任」を行います。

令和8年4月8日の任期満了に伴う、各常任委員会委員の選任を行います。

選任する委員の定数は、委員会条例第2条の規定により、総務福祉常任委員6人、経済文教常任委員6人であります。

お諮りします。常任委員の選任は、委員会条例第6条第1項の規定により、総務福祉常任委員には、1番 船橋侑雅君、2番 荒内 護君、9番 畑井勝廣君、10番 田中光弘君、11番 木村良一君、以上5人であります。

経済文教常任委員には、3番 内海 伸君、4番 田中 大君、6番 田中茂勝君、7番 太田満則君、8番 倉内清一君、12番私の以上6人を、それぞれ指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を各常任委員に選任することに決定しました。

総務福祉常任委員会を3階会議室に、経済文教常任委員会を議員控室に直ちに招集いたします。

各常任委員会開会のため暫時休憩いたします。

（午前11時14分 休憩）

（午前11時22分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取消し、会議を再開します。

ただいま各常任委員会から、正副委員長の選任について報告がありました。

総務福祉常任委員長には、荒内 護君。同副委員長には、田中光弘君。

経済文教常任委員長には、田中茂勝君。同副委員長には、内海 伸君が選任されましたので、御紹介いたします。正副委員長は前にお進みください。

はじめに、総務福祉常任委員長並びに副委員長を御紹介いたします。その場で御挨拶をお願いいたします。

総務福祉常任委員長（荒内 護君）ただいま、総務福祉常任委員長に任命されました荒内 護です。

議員としては、まだまだ未熟ではございますが、任された以上は精いっぱい頑張りたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

総務福祉常任副委員長（田中光弘君）総務福祉常任委員会副委員長に任命されました田中光弘です。

委員長を補佐し、職務を全うしていきたいと思いますので、皆さんよろしくをお願いいたします。

議長（船橋健人君）続いて、経済文教常任委員長並びに副委員長を御紹介いたします。

経済文教常任委員長（田中茂勝君）先ほど経済文教常任委員長に選任されました田中茂勝でございます。

す。

未熟な者ではございますが、委員会をスムーズに執行していきたいと思います。皆様方の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

経済文教常任副委員長（内海 伸君） 経済文教の副委員長を任命されました内海 伸です。

副委員長として、委員長の補佐をし、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願い致します。

議長（船橋健人君） どうもありがとうございました。

自席へお戻りください。

各常任委員の任期は、令和8年4月9日からとなりますのでよろしくお願いいたします。



日程第19、議会運営委員の選任

議長（船橋健人君） 日程第19、「議会運営委員の選任」を行います。

令和8年4月8日、任期満了に伴う議会運営委員の選任を行います。

委員の定数は、委員会条例第4条第2項の規定により、6人です。

お諮りします。議会運営委員には、委員会条例第6条第1項の規定により、1番 船橋侑雅君、2番 荒内 護君、6番 田中茂勝君、7番 太田満則君、8番 倉内清一君、10番 田中光弘君を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員会を直ちに3階会議室に招集いたします。

議会運営委員会開会のため暫時休憩いたします。

（午前11時26分 休憩）

（午前11時34分 再開）

議長（船橋健人君） 休憩を取消し、会議を再開します。

ただいま議会運営委員会から正副委員長の選任について報告がありました。

議会運営委員長には、倉内清一君が、同副委員長には田中茂勝君が選任されましたので、御紹介いたします。正副委員長は前へお進み願います。

正副委員長御挨拶をお願いします。

議会運営委員長（倉内清一君） ただいま委員会において、議会運営委員会の委員長に選任されました倉内清一です。

皆さんの御協力のもと、議会運営をスムーズに行ってまいりたいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

議会運営副委員長（田中茂勝君） 副委員長に選任されました田中茂勝でございます。

委員長を支え、議会運営委員会がスムーズに行われますよう一生懸命やっておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（船橋健人君） 自席へお戻りください。

任期は、令和8年4月9日からとなりますので、よろしくお願いいたします。

以上で紹介を終わります。



日程第20、発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案

議長（船橋健人君）続いて、日程第20、「発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」を議題といたします。

本案について、代表監査委員 逢坂重良君に関係の案件でございますので、同君の退席を求めます。

（代表監査委員 逢坂重良君 退席）

議長（船橋健人君）本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、8番、倉内清一君。

8番（倉内清一君）「発議第1号」本案は、人権擁護委員候補者の推薦に係る意見案であります。

町長が委員を推薦する場合は、人権擁護委員法によって議会の意見を聴いて、法務大臣に推薦することになっております。

今般、任期満了に伴う人権擁護委員の推薦に当たり、町長より、現委員の後藤牧夫氏を再度候補者とし、また、倉内尚子氏の後任として、逢坂睦子氏を推薦することにしたいとのことで、議会の意見を求められており、先般、議会運営委員会で協議したところ、私が提案者と決まり、今回の提案になった次第であります。

後藤氏は長年にわたり福祉施設にて勤務しており、障害のある方に対する援助、支援に尽力を注いでこられました。

また、逢坂氏は長年にわたり町の保健師として保健福祉業務に従事し、地域の女性や子供、高齢者に寄り添ってきました。

両名とも高齢者や子供の人権問題に深い関心を持ち、人格見識が高く、これまでの経験を生かして、積極的に人権問題に取り組むことが期待され、実績を見ましても人権擁護委員にふさわしい方であります。

以上の見地から、議会の意見としても「推薦することに異議がない」ということで、議決を賜りたく、意見案を提出いたしましたので、議員各位の御理解をいただき、全会一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」は「可決」することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、「発議第1号」は「可決」されました。

逢坂重良君の入場を許可いたします。

（代表監査委員 逢坂重良君 入場）

◇

日程第21、議員派遣の件

議長（船橋健人君）日程第21、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第129条の規定により、議会の議決を得なければならないこととなっております。よって本案を

提案するものであります。

お諮りします。お手元にお配りしてあります、議員派遣の件とおおり議員を派遣させたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって、「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配付してありますとおおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申出のとおり、閉会中に継続審査を行うことと決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申出のとおり、閉会中に実施することと決定しました。



議 長(船橋健人君) 以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。(「はい、議長」の声あり) はい、町長。

町 長(船橋茂久君) 本会議閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る3月4日に開会いたしました本定例会では、「令和8年度一般会計予算案」をはじめ、「各特別会計予算案」、「令和7年度の各会計の補正予算案」、「条例の改正案」など、合わせて31件提案しておりましたが、本日、全案件とも、それぞれ御議決、御承認を賜り、誠にありがとうございました。

全ての日程が順調に推移し、本日無事終了することができましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

一般質問あるいは予算特別委員会、また、各常任委員会等、本会議中に賜りました皆様方の御意見を参考に、今後も私をはじめ職員一同、町民生活の安定と福祉の向上のために誠心誠意努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、令和7年度も残すところ約半月となりました。この1年間4回の定例会をはじめ、臨時会の開催等、多くの分野におきまして、皆様方の御協力を賜りまして、お陰様で町政運営につきましても順調に推移してきております。本当にありがたく心から感謝申し上げる次第でございます。

年度末を控え、今年度の事務事業に遺漏のないよう細心の注意を払うとともに、新年度に備えたいと考えておりますので、皆様方には引き続き御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

皆様方には、新年度も是非これまで以上の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

本日はどうもありがとうございました。

議 長(船橋健人君) これをもちまして、令和8年第1回平内議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

(午前11時44分 閉 会)

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員